第83回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案	
報告第1号	専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和
	解)
報告第2号	専決処分の報告の件(支払督促の訴訟への移行による訴えの提起につ
	いて)
報告第3号	専決処分の報告の件(支払督促の訴訟への移行による訴えの提起につ
	いて)
第1号議案	神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例外適
	用の件
第2号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第3号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第 4 号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第5号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第6号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第7号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第8号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第 9 号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第10号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第11号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第12号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第13号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第14号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第15号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第16号議案	神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
第17号議案	神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
	を改正する条例制定の件
第18号議案	神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関す
	る条例の一部を改正する条例制定の件
第19号議案	神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
	準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
第20号議案	神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
第21号議案	神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
	基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

第22号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定 の件

第23号議案 神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例制定の件

第 2 4 号議案 神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件 第 2 5 号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

第26号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算(第9号)

第27号議案 平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)

第28号議案 平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第5号)

第29号議案 平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)

第30号議案 平成29年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第3号)

第31号議案 平成29年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第2号)

第32号議案 平成29年度神河町水道事業会計補正予算(第4号)

第33号議案 平成29年度神河町下水道事業会計補正予算(第4号)

第34号議案 平成29年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)

第35号議案 平成30年度神河町一般会計予算

第36号議案 平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計予算

第37号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計予算

第38号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算

第39号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計予算

第40号議案 平成30年度神河町土地開発事業特別会計予算

第41号議案 平成30年度神河町訪問看護事業特別会計予算

第42号議案 平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算

第43号議案 平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算

第44号議案 平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算

第45号議案 平成30年度神河町水道事業会計予算

第46号議案 平成30年度神河町下水道事業会計予算

第47号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計予算

承 認 第 1 号 神河町住宅マスタープラン後期計画の策定の件

承 認 第 2 号 神河町国民健康保険第1期データヘルス計画及び神河町国民健康保険 第 3 期特定健康診査等実施計画の策定の件

承 認 第 3 号 神河町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定の件

承 認 第 4 号 神河町障害者計画及び第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の 策定の件

○議会提出議案

発議第1号 神河町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定の件

発議第2号 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例制定の件



神河町告示第10号

第83回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月21日

神河町長 山 名 宗 悟

期 日 平成30年3月1日
 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

 藤 原 裕 和
 小 寺 俊 輔

 藤 原 日 順
 松 山 陽 子

 山 下 皓 司
 三 谷 克 巳

 宮 永 肇
 小 林 和 男

 藤 原 資 広
 廣 納 良 幸

 藤 森 正 晴
 安 部 重 助

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第83回(定例)神 河 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成30年3月1日(木曜日)

議事日程(第1号)

		平成30年3月1日 午前9時開会					
日程第1	会議録署名議員の指名						
日程第2	会期の決定						
日程第3	諸報告						
日程第4	報告第1号	専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びそ					
		の和解)					
日程第5	報告第2号	専決処分の報告の件(支払督促の訴訟への移行による訴えの提起					
		について)					
日程第6	報告第3号	専決処分の報告の件(支払督促の訴訟への移行による訴えの提起					
		について)					
日程第7	第1号議案	神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例					
		外適用の件					
日程第8	第2号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第3号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第4号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第5号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第6号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第7号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第8号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第9号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第10号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第11号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第12号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第13号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第14号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
	第15号議案	神河町農業委員会委員の任命の件					
日程第9	第16号議案	神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部を改正する条例制定					
		の件					

日程第11 第18号議案 神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に

日程第10 第17号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例制定の件

関する冬例の-	-部を改正す	る条例制定の件
大 9 'O 木 D' V /		

日程第12 第19号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 日程第13 第20号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件 日程第14 第21号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 第22号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例制定の件 日程第15 第23号議案 神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 日程第16 第24号議案 神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の 件 日程第17 第25号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の 件 日程第18 第26号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算(第9号) 平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) 日程第19 第27号議案 日程第20 第28号議案 平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 5号) 平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第5号) 日程第21 第29号議案 平成29年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第3号) 日程第22 第30号議案 日程第23 第31号議案 平成29年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第 2号) 日程第24 第32号議案 平成29年度神河町水道事業会計補正予算(第4号) 日程第25 第33号議案 平成29年度神河町下水道事業会計補正予算(第4号) 日程第26 第34号議案 平成29年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号) 平成30年度神河町一般会計予算 日程第27 第35号議案 第36号議案 平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計予算 第37号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計予算 第38号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算 平成30年度神河町介護保険事業特別会計予算 第39号議案 第40号議案 平成30年度神河町土地開発事業特別会計予算 第41号議案 平成30年度神河町訪問看護事業特別会計予算 第42号議案 平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算

第43号議案 平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算 第44号議案 平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算 第45号議案 平成30年度神河町水道事業会計予算 第47号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計予算 日程第28 承認第1号 神河町住宅マスタープラン後期計画の策定の件 日程第29 承認第2号 神河町国民健康保険第1期データヘルス計画及び神河町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画の策定の件 日程第30 承認第3号 神河町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定の件 日程第31 承認第4号 神河町障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定の件

本日の会議に付した事件						
日程第1	会議録署名議員の指名					
日程第2	会期の決定					
日程第3	諸報告					
日程第4	報告第1号	専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びそ				
		の和解)				
日程第5	報告第2号	専決処分の報告の件(支払督促の訴訟への移行による訴えの提起				
		について)				
日程第6	報告第3号	専決処分の報告の件(支払督促の訴訟への移行による訴えの提起				
		について)				
日程第7	第1号議案	神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例				
		外適用の件				
日程第8	第2号議案	神河町農業委員会委員の任命の件				
	第3号議案	神河町農業委員会委員の任命の件				
	第4号議案	神河町農業委員会委員の任命の件				
	第5号議案	神河町農業委員会委員の任命の件				
	第6号議案	神河町農業委員会委員の任命の件				
	第7号議案	神河町農業委員会委員の任命の件				
	第8号議案	神河町農業委員会委員の任命の件				
	第9号議案	神河町農業委員会委員の任命の件				
	第10号議案	神河町農業委員会委員の任命の件				
	第11号議案	神河町農業委員会委員の任命の件				

第12号議案 神河町農業委員会委員の任命の件 第13号議案 神河町農業委員会委員の任命の件

	第14号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第15号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
日程第9	第16号議案	神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部を改正する条例制定
		の件
日程第10	第17号議案	神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
		一部を改正する条例制定の件
日程第11	第18号議案	神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に
		関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第19号議案	神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
		る基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13	第20号議案	神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14	第21号議案	神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
		する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	第22号議案	神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
		運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた
		めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
		する条例制定の件
日程第15	第23号議案	神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
		予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
		基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第16	第24号議案	神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の
		件
日程第17	第25号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の
		件
日程第18	第26号議案	平成29年度神河町一般会計補正予算(第9号)
日程第19	第27号議案	平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第20	第28号議案	平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第
		5号)
日程第21	第29号議案	平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第22	第30号議案	平成29年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第3号)
日程第23	第31号議案	平成29年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第
		2号)
日程第24	第32号議案	平成29年度神河町水道事業会計補正予算(第4号)
日程第25	第33号議案	平成29年度神河町下水道事業会計補正予算(第4号)
日程第26	第34号議案	平成29年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)
日程第27	第35号議案	平成30年度神河町一般会計予算

第37号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計予算 第38号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算 第39号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計予算 第40号議案 平成30年度神河町土地開発事業特別会計予算 第41号議案 平成30年度神河町訪問看護事業特別会計予算 第42号議案 平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算 第43号議案 平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算 第44号議案 平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算 第45号議案 平成30年度神河町水道事業会計予算 第46号議案 平成30年度神河町下水道事業会計予算 第47号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計予算 出席議員(12名) 1番 藤 原 裕 和 7番 小 寺 俊 輔 2番 藤 原 日 順 8番 松 山 陽 子 3番 山下皓司 9番 三 谷 克 巳 4番 宮永 肇 10番 小 林 和 男 藤原資広 5番 11番 廣 納 良 幸 6番 藤森正晴 12番 安 部 重 助 欠席議員(なし) 欠 員(なし) 事務局出席職員職氏名 局長 ------ 坂 田 英 之 主事 ------ 山 名 雅 也 説明のため出席した者の職氏名 町長 ------ 山 名 宗 悟 地域振興課参事兼農林業特命参事 ------- 多 田 前田義人 守 教育長 入 江 多喜夫 ひと・まち・みらい課長 藤 原 登志幸 野邊忠司 総務課長 田和哲朗 建設課長 ………………… 真 弓 俊 英 地籍課長 ------ 児 島 則 行 総務課参事兼財政特命参事 上下水道課長 … 中島 康 之

第36号議案 平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計予算

情報センター所長	藤	原	秀	洋	健康福祉課長	大	中	昌	幸
税務課長	和	田	正	治	会計管理者兼会計課長				
住民生活課長	髙	木		浩		Щ	本	哲	也
住民生活課参事兼防災特命参事				病院事務長	藤	原	秀	明	
	田	中	晋	並	病院総務課長兼施設課長	Ē.			
地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事					藤	原	広	行	
	石	堂	浩	_	教育課長	松	田	隆	幸
地域振興課参事兼観光振興特命参事									
	Ш	下	和	久					

議長挨拶

○議長(安部 重助君) 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨 拶を申し上げます。

厳しかった寒さもようやく和らぎ、寒暖を繰り返しながらも春の訪れを感じるきょうこのごろでございます。冬の祭典、平昌オリンピックも17日間にわたり感動と興奮を与えてくれました。すばらしい大会に、多くの皆様も一喜一憂されたのではないでしょうか。2020年の東京五輪もどのようなドラマが展開されるのか楽しみであります。

本日ここに第83回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部には御健勝にて定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のためまことに御同慶にたえません。

県では、「新たな発想で新しい兵庫をともに」の認識のもと、平成30年度当初予算として、一般会計1兆8,880億円、特別会計を合わせた総額3兆7,138億円が計上され、県制150周年記念事業の展開や地域創生の本格化を重点に、参画と協働の基本姿勢で安全と安心の基盤づくりをさらに進める予算編成とうたわれております。

神河町においても、この後、平成30年度当初予算が提案されますが、町民が望むまちづくり、明るい将来を目指した地域づくりのための予算編成でなければならないと強く望むところであります。私たち議員につきましては、4年間の任期における最後の予算審議に臨みます。町民皆様の負託にしっかり応え、責任を果たさなければと切に思うところでございます。

今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から説明がありますが、報告、人事、条例の一部改正、平成29年度各会計補正予算並びに平成30年度各会計当初予算等、計54件が提案されます。いずれも町政にとって大変重要な案件ばかりであります。議員各位には、格別の御精励を賜りまして適正妥当な結論が得られますよう、結果として町民の負託に応えられますよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

〇町長(山名 宗悟君) おはようございます。議会の開会に当たりまして、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

ことしの冬は例年にない厳しい寒さが続き、神河町でも水道管の破裂や、そしてインフルエンザが大流行となりました。2月に入って、北陸地方では昭和56年豪雪以来37年ぶりの大雪となりまして、国道8号線では1,500台以上の車が立ち往生、また、生活物資が届かず地域住民に大きな影響を及ぼす中、福井県が自衛隊を要請するなど、改めて安全・安心なまちづくりに向けての対策が必要と感じました。

そんな厳しい冬ではありますが、町内あちらこちらでは、この時期になればやっぱり フキノトウが顔を出して、改めて春の訪れを感じるきょうこのごろでございます。

さて、このたび神河町では、以前より取り組んでいました情報発信の強化の一環として、神河町のホームページを全面リニューアルし、これまで以上に神河町のよさをイメージしたデザインに一新しました。また、スマートフォンにも対応するとともに、常に誰もが使いやすいホームページを目指していきたいと考えております。

24日には、スキー場、峰山高原リゾートホワイトピークの来場者数がシーズン終了の一月早く目標見込みの5万人を突破いたしました。国内14年ぶりのスキー場とあって、テレビ、新聞各社の報道や、12月のオープン時から天候にも恵まれ、そして何といっても阪神間からのアクセスのよさや、初心者、家族向けのコンセプトも支持されたものと感じています。さらに来場者の満足度アップを図って、夏場における新たなアトラクションなど四季を通じたにぎわいづくり、道の駅「銀の馬車道・神河」とその沿線、そして越知川名水街道との連携強化から神河町全域につながるよう全力で取り組んでまいります。

25日には、私たちに多くの感動を与えてくれました平昌冬季オリンピックが閉幕をいたしました。日本人選手の大活躍の中、獲得メダル数も合計13個の冬季オリンピック史上最多を数える、記憶に残る歴史的な大会となりました。これを機会にウインタースポーツの裾野が広がることを期待するとともに、3月9日から開幕します平昌冬季パラリンピックもこの勢いを引き継ぎ、さらには2020年東京オリンピックにつなげていければと期待するところでございます。

もう一つ、うれしいお知らせがございます。本年4月より、NHKBSプレミアムで 大河ドラマ「軍師官兵衛」の再放送が決定いたしました。オープニングで映し出される 砥峰高原を再び楽しんでいただければと存じます。

さて、本日は、第83回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様に は繰り合わせての御出席を賜りまして議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

今定例会には、報告3件、農業委員会委員の任命15件、条例制定改正10件、平成29年度各会計の補正予算9件、平成30年度各会計予算13件及び承認4件の計54件を提出させていただきました。とりわけ平成30年度の重点施策は、地域創生、公立神崎総合病院北館改築工事、光ケーブル化事業に加えて、引き続き区要望事業の推進で

あります。その中でも、特に地域創生事業は5カ年計画の実行3年目であり、引き続き、 交流から定住につながる仕組みや仕事づくりと情報発信を強力に進めてまいります。特 に、2年続けて70人台を確保しておりました出生数が平成29年度は60人未満と減 少していることからも、これまで以上に出産、子育て、教育、そして雇用の創出を中心 として強力に地方創生を推進してまいります。

議員各位には、よろしく御審議を賜り御承認いただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時08分開会

○議長(安部 重助君) ただいまから第83回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、本日の会議 を開きます。

日程に入る前に御連絡いたします。入江教育長につきましては、本日午後から郡教育 長会出席のため欠席の届けが出ております。また、日和総務課長につきましては、町選 挙管理委員会出席のために9時から10時までの欠席届が出ておりますので、御了承を 願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(安部 **重助君**) 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

4番、宮永肇議員、5番、藤原資広議員、以上2名を指名します。

○議長(安部 重助君) 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定 事項について、委員長から報告を受けます。

山下皓司議会運営委員長。

〇議会運営委員会委員長(山下 皓司君) おはようございます。議会運営委員長の山下 でございます。

それでは、30年3月定例会の議会運営委員会での決定事項について報告をいたします。去る2月26日、議会運営委員会を開催しまして、今期定例会の議事運営について協議をいたしました。決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程でございますが、本日から3月23日までの23日間と決定しております。

町長から提案されます議案は、報告3件、人事案件15件、条例の一部改正10件、補正予算9件、平成30年度当初予算13件、事業計画の承認4件、合わせて54件が提案されております。また、最終日には、議員発議によりまして2件を提出する予定に

しております。

第1日目と第2日目は提案説明を受け、第3日目と第4日目は質疑を行い、第1号議案から第25号議案、承認1号から承認4号は表決をいたします。第26号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することにしております。また、第35号議案から第47

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

号議案までの平成30年度各会計当初予算につきましては、質疑の後に議長を除く全議員により予算特別委員会を設置して、審査を付託することにしております。

第5日目の一般質問の前に、総務文教常任委員会に付託しました第26号議案について、審査報告の後に討論、採決を行います。あわせて第27号議案から第34号議案までの各特別会計、企業会計補正予算についても討論、採決を行うことにしております。一般質問につきましては、事前に通知のとおり通告締め切りを3月5日の午前9時とし、本会議第5日目の14日と第6日目の15日に行うことにしております。

23日の最終日には、予算特別委員会に付託しました議案について審査報告の後に討論、採決をお願いすることとしております。また、発議第1号、発議第2号についても表決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に陳情書 1 件を受理しております。議会運営基準第 1 4 0 条、 1 4 2 条の規定によりましてその写しを配付しておりますので、御確認をいただきたいと思います。

以上のとおり今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いをいたしております。

議案の審議に際しましては、質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うことを特にお願いをいた します。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長(安部 重助君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安部 重助君) 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長(安部 重助君) 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元 にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いします。

宮永肇総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長(宮永 肇君) おはようございます。総務文教常任委員 会の開催結果の報告をいたします。

まず、本委員会は、所管事務について調査した結果、次のとおり報告をいたします。 一つ、日時は平成30年2月9日金曜日に開催したものでありまして、場所は神河町 役場委員会室であります。

出席者については、一応名前だけ読み上げて報告とします。まず委員のほうは、山下 副委員長、藤原資広委員、小寺俊輔委員、松山陽子委員、三谷克巳委員、廣納良幸委員、 安部重助委員。行政については、その役職名で御報告をいたします。まず、前田義人副 町長、入江多喜夫教育長、野邊忠司……。

- 〇議長(安部 重助君) 委員長、宮永委員長、ちょっと……。下へおりてください。ちょっと待ってくださいよ。
- 〇総務文教常任委員会委員長(宮永 肇君) いいですか、これでいきますね。失礼いたしました。ちょっと時間の都合で、この紹介の分は割愛しまして質疑の報告に移ります。

まず、総務文教常任委員会の閉会中の活動報告ということでまとめたものでありまして、閉会中の総務文教常任委員会の活動としての報告であります。去る2月9日に委員会を開催し、所管事務調査を行いました。各課からの報告資料はお手元に配付しているとおりでありますが、委員から出された質疑、意見、提言と行政からの応答で、主なものを紹介してまいります。

まず、税務課から、事務事業の進捗状況、税等滞納整理対策委員会取り組み状況について説明を受けました。

それに対する質疑として、まず、徴収の取り組み状況はいかがなものかということでの質疑でございます。これに対して税務課長からの答弁としまして、税理士による研修を実施しているが、異動してきた職員や新任職員に対しても研修を実施する必要がある。 滞納整理委員会を定例化し、今回の病院の支払い督促申し立て制度が他の私債権に波及するよう取り組むということでございました。

これに対して、また、納税報奨金の検討状況はいかがかという質問でございまして、 これに対しての答弁は、滞納整理委員会で協議したが、4月からコンビニ収納やクレジット収納が始まり、口座振替のメリットがないので、今後の動向を見ながら継続協議を していくという答弁でございました。

次に、教育委員会関係ですが、教育課、地域交流センター、給食センター、公民館の 事務事業進捗状況等の説明を受けました。主な質疑、意見について報告をします。

一つ、小規模校の今後のあり方については、地域と保護者の意見調整をする必要があると思うので、できるだけ幅広い人の考えを聞くようにしてほしいということでございまして、これに対しては、長谷小学校では保護者アンケートによる意向調査をして、区長さんだけでなく地域の人の意見も聞きながら進めている。越知谷小学校も保護者アンケートの後に地元協議を始めると。参集範囲は区長さんと相談をして決めるが、幅広く意見を求めたいというところでございました。

また、歴史文化保存活用計画による地域づくりは、住民の受けとめ方にも温度差があると思うので、町全体へ波及する戦略を望むという質疑がございました。これについて、関係課と連携して取り組む。関連イベントや講演会への住民参加を促したり、小学校へのふるさと意識醸成などの取り組みを進めていくというところであります。

また、別の質疑でございまして、新しくできたスキー場でのスキー教室は子供たちに好評のようだが、来年度はどうするのか、問題点はないかという質疑でございました。これに、数年は同じ形で継続をする。保護者負担のないように全てレンタルにしたために予算が膨らんだが、2学年を1台のバスで交互に送迎するなどの工夫をしました。大きな問題はないが、事故対応などが課題でありますということでございます。

また、重複施設の維持管理の検討について、取り組み状況に変化がないということでございまして、これで、温水プールは今後も維持に必要な整備を継続する。神崎公民館はPFI事業の動向を見てということになります。基本は公共施設の管理計画、町はその方針で進めていくというところでありました。

また、ほかの質疑ですが、野菜が高騰しているが、学校給食に影響は出ていないか、 野菜は調達できているかということで、給食の量で調整しているようなことはないかと いう質疑でございました。これに対して、アグリからの納品がふえておりますと。他の 野菜は入札しているが、地元には価格的に無理をお願いすることになっておりますと。 給食の量は少なくしていませんということでございました。

また、来年度の山村留学生は10名ほどと聞いているが、受け入れ農家の状況はどうか、地区外での受け入れの考えはないのかというふうな質問でございました。これに、受け入れ農家は、区長さん、民生委員さんを通じて依頼中でありまして、2月末に留学生が確定します。校区があり、当初の目的が越知谷地域の活性化であるから、地区外の受け入れは今のとこ考えておりませんということです。それに、1戸に2名ずつ、最低6戸は確保したいというふうな考えだそうであります。

続いて、情報センターからは、超高速ブロードバンド基盤整備事業の進捗状況について説明を受けました。

それに対する質疑として、次のページでありますが、地元説明会では、現行の加入負

担金10万円を2万円に改めることの説明が大事である。これに対する御答弁としては、十分注意して説明します。大河内エリアの説明会は2月末まででありますが、その後に行う宅内切りかえ工事の着手日を3月1日から3月31日に延長し、猶予期間を設けて対応するというものでありました。

また、インターネットの民間参入で、将来的に民間による光ケーブルの敷設も考えられると。競合しても運営に支障ないか、見通しはどうなのかという問い合わせでございます。これに対して、利用料やスピードでは遜色ありませんが、テレビで見ることのできるCS放送等のサービスは民間のほうが優位であります。インターネットの利用料だけなら民間より低価格なので、利用者個々の判断になるという御答弁でございました。

また、会計課からは、現金保管状況を中心に、主な収支、一借、預貯金の状況の説明があり、委員からは、資金調達に影響のないよう各課に正確な収支見込み報告を徹底させ、適正な事業執行を望むという意見がありました。

最後に総務課からは、危機管理システム構築など、各種事務事業の進捗状況、政策調整会議の開催状況、これは各種町単独補助要綱の制定というものでありますが、これについて説明を受けました。主な質疑、意見について報告をします。

質疑について、まず、大山小学校の跡地利活用について、地元4区から防災施設整備の要望があるが、旧村単位の5地区の中で大山地区にだけ避難所がない状況で、バランスの問題もあります。総合的な判断をしてほしいというものでございまして、それに対する御答弁としては、担当課としては、町指定避難所を設置する際にそれぞれのエリアに一つずつ設置するという考えはなく、防災の面だけでは認めがたいが、要望の中にある交流施設として、地域活性化に向けた今後の取り組みという部分では引き続き協議をしていきたいというところでございました。

また、意見、質疑として、内部統制、危機管理について必要情報の共有を各課で実施するようだが、課単位ではなく全職員で共有化を図る必要があるのではないかと、その意味では、情報ではなく知識の共有ではないかと考えます。共有化する具体的な方法はありませんかという問い合わせでございます。これに対して、次のページでございますが、答弁として、まずは課内での打ち合わせを想定している。組織全体として、情報共有は次のステップ。共有化の方法としてはグループウエアの活用が考えられるというものでございまして、また、次の質疑で、過疎地域自立促進計画の平成30年度以降の計画については、当初予算前の委員会で情報提供するということではなかったのかということで、企業誘致の件は財政無視であり、根拠法令も不明確で、町民に対する説明責任を果たしてほしいというものでございます。一企業に特化したもので、公平性に欠けるのではないかというふうなところが指摘されております。最終予算の調製中であるということで、平成30年度の過疎債の発行額は8億円の予定で、そのうちの3億円で、企業誘致の一環として企業に貸し付ける用地と建物を整備する計画である。改めて資料を提示し、あわせて法的な部分も点検するという内容でございました。

そのほかに、政策調整会議を経て要綱が制定された各種町単独補助事業について質疑がありました。

以上で委員会報告を終わります。以上であります。

○議長(安部 重助君) 御苦労さんでした。

次に、民生福祉常任委員会、お願いします。

小林和男民生福祉常任委員長。

〇民生福祉常任委員会委員長(小林 和男君) 失礼します。民生福祉常任委員長の小林 です。ただいまより委員会の報告をします。

2月7日、民生福祉常任委員会を開催し、平成29年度主要事業の執行状況について 説明を受け、調査を行いました。報告の内容については、全て委員会資料が議員各位に 配付されておりますので詳細な報告は割愛させていただき、主な質疑の内容に絞り、御 報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院については、平成29年11月末日執行状況です。外来患者数は前年度対比3,300人の減、入院患者数は前年度対比1,446人の減となっており、病院事業収益は19億8,256万3,445円で、前年度対比6,940万855円の減益となっています。あわせて、訪問看護事業、介護療育事業の執行状況についての御報告を受けました。

次に、その他の報告として、1、新公立病院改革プランの取り組み状況について、2、公立病院ネットワーク化に係る計画の取り組み状況について、3、地方公営企業法全部 適用について、以上が病院からの説明です。

次に、主な質疑応答の報告をします。

医薬品の共同購入の計画が中止となったのはなぜかという質問です。これに対する回答として、小規模の薬品会社が価格を理由に入札参加を辞退したためだが、薬品会社には特殊な商習慣がある。経緯の詳細はまだ把握していないが、今後、共同購入の窓口である岡山市民病院から説明を受けるという回答です。

次の質問として、美濃市立美濃病院視察の資料の提供を、また見習う点はなかったのかという質問です。これに対する回答として、平成30年度中期経営計画の中で取りまとめるが、取り組みに関してはまだ精査できていない。視察資料は配付させていただくという回答です。

次の質問として、医療費未払い等の債権が消滅しないよう時効の中断手続はされているのかという質問です。これに対する回答として、未収金の時効の中断は、全てについてはできていない。電話や督促状だけでは中断にはならない。契約による相手方の意思表示が必要になる。解釈を間違っていたので、以後は訪問や裁判所への申し立てにより支払い督促を行っていくという回答です。

次の質問として、360万円が滞納となっているが、回収の考え方と町内外の取り扱いに差異はあるのかという質問です。これに対する回答として、過年度未収金を安易に

不納欠損にしない。町内の債権については、滞納整理委員会において他の債権と公平性の観点から整理して、有効な手続を行っていくという回答です。

次の質問として、公営企業法全部適用の考え方は経営改善の一環と思うが、意気込みを聞かせてほしいという質問です。これに対する回答として、結論としては検討中である。10数年前には国も全部適用を積極的に進めていたが、近年の統計では一部適用と比べて経営状況に変わりがないことがわかった。全部適用のメリットは、職員に対する意気込みの喚起と緊張感をもたらすが、効果は数年にすぎない。人事評価制度も含めて検討していきたいという回答です。

次の質問として、電子カルテ本格稼働による会計の支払い時間の短縮は実感しているが、カウンターが高いので特に高齢者は支払いに手間がかかる。車椅子の対応を含めて、応急的な措置でも構わないので検討をお願いするという質問です。これに対する回答として、常々話には出ており、認識はしている。改修時にと考えているが、経費との整合性と他病院の状況も見て内部で検討していきたいという回答です。

次の質問として、産婦人科の状況は、残してほしいという要望が強いという質問です。これに対する回答として、3月末で分娩の取り扱いを廃止、8名が4月に分娩の予定だが、それぞれ里帰り先での出産になる。分娩は廃止になるが、産婦人科自体は継続される。婦人科の手術も実施できる。分娩の取り扱いを廃止する理由としては、産婦人科学会では分娩取り扱い施設での医師を3名以上必要としており、大学の医局からの医師派遣が困難、また県立病院でも分娩室統合の動きがあり、当院での継続は難しいという回答です。

次の質問として、妊婦の不安解消のため、救急時の対応等何らかの支援策による子育 て環境の充実をという質問です。これに対する回答として、健康福祉課とも連携してで きることがないか可能性を検討するという回答です。

以上が病院関係の報告です。

次に、健康福祉課についての報告に入ります。1、課運営目標、2、重要事業目標、3、支庁舎窓口受付等の状況について、4、事業執行状況についての説明を受けております。

閉会中の継続調査についての報告として、次の4点、1点目、地域包括ケアシステムの構築の進捗状況と生活支援協議体設立の取り組み状況、2、介護保険法改正に伴う関係事業の取り組み状況、3、障害者施設整備の検討状況、4、健康増進事業の取り組み状況、以上についての報告を受けております。

次に、主な質疑応答の報告をします。

コンビニ交付が実施されれば支庁舎の日曜窓口は不要ではないのか、廃止するのかという質問です。これに対する回答として、政策調整会議において協議中で結論は出ていない。コンビニ交付が実施されるが、マイナンバーカードの普及率が低いので、そのあたりを見定めてからということで、継続の方向であるという回答です。

次の質問として、福祉施設介護職員の確保が必要であるが、行政としてももう一歩踏み込んで姿勢として打ち出すべきと思うがどうかという質問です。これに対する回答として、介護職員不足、町内施設の状況は認識している。職員の不足は全国的な傾向であり、海外に目を向けて確保していく必要がある。神河町は早く高齢化を迎え、早く落ちつく。町内に特養2カ所あるのも特徴。介護保険事業計画の中で取り組み姿勢を打ち出したいという回答です。

次の質問として、人材の確保を積極的に、給与の上積みを独自でできないかという質問です。これに対する回答として、処遇加算を町単独でということだが、特養は町外の利用者の割合もあり、踏み切れないという回答です。

次の質問として、離職率の高い介護事業所には職員を募集しても集まらないのではないかという質問です。これに対する回答として、離職率の高い施設の話は聞いている、 町がどこまで介入できるかは手探り状態で模索しているという回答です。

次の質問として、インフルエンザ予防接種に対する助成を、高齢者に限らず幅広く実施する考えはないか、子育て世代の声として強く出ているので検討をという質問です。 これに対する回答として、重篤化することを防ぐことが目的であり、乳幼児に対する助成について保健師と相談します、福崎町が実施しているので検討したいという回答です。 以上が健康福祉課関係の報告です。

次に、住民生活課についてでございます。広域行政、ごみ処理、し尿処理取り組み方針、子ども・子育て支援関連の事業の取り組み状況、防災・防犯対策等の取り組み状況、 国保保険第1期データヘルス計画及び第3期特定健診実施計画について、以上の報告を 受けております。

次に、主な質疑応答の報告をします。

29年度に、寺前保育所に入所できずに仕事を休んで子育てされた事例があったが、 1月の時点で来年度の入所基準はどうなっているかという質問です。これに対する回答 として、現時点で寺前に待機児童が3名おられる。児童の年齢に応じて児童数に対して 配置される先生の数が決まっており、入所希望に対して不足する先生の募集等の対応が 追いつかない事情がある。既に入所案内を始めており、30年度は寺前、神崎ともに待 機児童は解消される見込みという回答です。

次の質問として、国、県から保育所への措置費の根拠は児童の数か保育士の数か、児童数が重点なら待機児童もなくなると思うが、経営としての人件費のバランスを考えるのではないかという質問です。これに対する回答として、措置費の根拠としては子供の数と先生の数の両方で、先生は役職も関係する。経営効率よりも先生の確保が難しいのが実態。ちなみに民営の保育所へは町からも補助をしているという回答です。

0万円を見込んでいる。国の動向や他市町と照らし合わせて、どうせやるなら早いほうがいいという判断ですという回答です。

次の質問として、高校の医療費助成の施行日が30年7月1日となっているが、3カ月間の空白をなく移行するよう工夫できないかという質問です。これに対する回答として、切りかえの関係で保険証発行とか準備期間が必要、他の医療制度も7月1日となっている、可能であれば空白期間ができないように検討するという回答です。

次の質問として、防犯灯と街路灯の設置基準を明確にして町内の均衡を図ってほしいという質問です。これに対する回答として、現在、紙ベースのものをデータの位置図へ落とす作業をしている。幹線町道と県道の位置づけや用途区分を検討課題に取り組んでいるという回答です。

次の質問として、防災行政無線の屋外拡声機の増設については議会報告会でも要望があった。増設はできないとのことだが、区長会で丁寧な説明をという質問です。これに対する回答として、2月区長会で理解を得ていきたい。これまでケーブルテレビで使用していた告知端末機器は後続機種がなく、更新に億単位の経費がかかることから、防災無線の導入に踏み切った。屋外拡声機は今までもなかったものであり、当初から公民館付近に双方向送受信ができるものとして集落に1基という計画であったという回答です。

次の質問として、特定空き家 2 0 カ所の内訳は、倒壊の危険のある小屋とか近隣住民の迷惑になっている樹木とかは含まれていないのかという質問です。これに対する回答として、1 月末を期限に区長さんに問い合わせ、4 0 集落のうち 3 7 集落から回答があったもので、正確には 2 2 件、対策協議会では、まずは住居からということで住居に限り、なおかつ危険性が高いものからということになりましたという回答です。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

- ○議長(安部 **重助君**) 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。 藤原裕和産業建設常任委員長。
- ○産業建設常任委員会委員長(藤原 裕和君) 失礼をいたします。1番、藤原裕和でご ざいます。それでは、産業建設常任委員会の活動報告をいたします。

去る2月6日に、3月定例議会を前にしまして、産業建設常任委員会が担当いたします建設課、上下水道課、地籍課、地域振興課及び、ひと・まち・みらい課の事務調査を、時間延長もしながら行いました。その中で重立ったものの報告をさせていただきます。

まず、建設課の関係では、この時期、昨年の豪雪による除雪の経験を踏まえまして、 今年度はなるべく早い対応を心がけているとのことであります。また、凍結防止剤の散 布については、県道も含め、町道についてはバス路線のみということで行われておりま す。その他としましては、除雪車両の、町内4台あるんですけども、除雪車両の油圧等 の故障、それからこの車両の排土板の交換など、修繕がされている報告もなされました。

ほかの工事、町道の工事や橋梁等の工事については、3月末完成で進められてはいますが、作畑・新田線については、本年度、5カ年計画の初年度でもありまして用地交渉

や物件調査など大変進みにくい部分があり、なるべく繰り越しをしない方向で取り組んでいきたいという報告もなされました。

その他の質疑としましては、東柏尾地内の町道際でアスファルトの段差がある指摘、 それから橋梁修繕工事での防水工事などのチェックなど、建設課内の若手職員への指導 などをお願いをいたしたところであります。また、町道山田・根宇野線の用水路のオー バーの件と、同じく町道中村・山田線の舗装についても質疑が委員会でありました。

次に、上下水道課の関係では、水道管の布設がえについての質疑があり、水道管の総延長は町全体で194キロメートルあります。その中で、下水の工事の関係のないところの管で、40年以上たって、なおかつ今まで本管の故障が発生をした箇所をピックアップをしておられます。よく壊れる部分をリストアップしたのがトータルとして13キロメートルであると説明をされております。この部分をこれから10年間に、10億円が上限の補助でありまして、この上限でやっていく計画であります。

次に、下水道課の関係では、観光施設ヨーデルの部分については、平成27年度に汚水をそのまま出してしまい迷惑をかけたこともありまして、基本的には動物以外の部分、地元猪篠、大山、杉、そして最終的には吉冨区の同意が得られれば大山処理場へのつなぎ込みができることになります。そして動物関係については、合併処理と循環型ろ過器に分ける方法をとられることになっています。また、ヨーデルから流した水が大山処理場に、吉冨地内にあるんですけども、そこまで行くのに3つのマンホールポンプを経由することになり、能力など、どこにも問題のないような対処をしていきたいとの報告もなされております。その他としましては、下水道施設の統廃合計画の進展ぐあいの質疑等も出ました中で、若干おくれる可能性もありますが、工程どおりやりたいとのことの報告を受けております。

次に、地籍課の関係では、山林部の境界の立ち会いが困難な方がふえている問題があります。これは、国のほうでも立ち会いによらない調査方法等が検討をなされている説明も受けました。地籍課のその他としましては、大きな問題もなく順調に進んでいるとの報告をされております。

次に、地域振興課の農林業係では、昨年11月25日にオープンいたしました吉冨地内、銀の馬車道、道の駅について、多くの委員より問題点が出されました。ここでの報告は省きますが、お客様のニーズに合った改善を早く対応していただきますようお願いを委員会でいたしております。その他の質疑としましては、特産品づくりや6次産業化を目指す体制づくり、また水産業の活性化についての各委員より提言がなされました。

次に、商工観光係では、各観光施設のWi-Fiの整備についての質疑や、こっとん亭に新設しましたコンビニ等の状況の説明、また桜並木についての伐採等の質疑もございました。

次に、ひと・まち・みらい課の関係では、シングルマザー支援の今後の進め方の質疑や、このシングルマザーの就労のためのサテライトオフィスについて、諸問題など、委

員よりトラブルのないよう申し入れがありました。課長からは、民間の建物を借り上げる賃貸契約の条件など、今後、十分意見交換をする中で努めてまいるとのことでありました。また、この場所を、ここを候補地として選ばれたことの質疑もあります。その中で、場所的な地の利的な部分や、隣地が、隣の土地がドローンの訓練にも使えるとのことで、協会の事業主さんがここを適地と決められているようであります。この報告も受けました。

次に、前回報告をいたしておらなかったんですけれども、福本地内、福山の農地の部分で、実は、まるしいたけの企業誘致について少し報告をさせていただきます。

この企業誘致については、福本の福山の一番奥の農地を利用して宅地造成をされることになります。農業用施設のための宅地造成をすることになり、用途区分としましては農振農用地の網をかぶった農業用施設の誘致で、このことが県が許可しやすいとのことの報告もされております。また、委員からは、この土地も建物も町が用意して何のメリットがあるのか、また、この財源についても過疎債を使わず何かほかの財源が考えられなかったのかどうかの質疑がございました。また、障害者雇用を含む就労の場という部分も含めて、多くの提言を委員のほうからいただきました。このことについて前田副町長からは、まるしいたけも全ては住民のために取り組んでおり、障害者雇用の案については、どうやって実現できるか前向きに考えさせていただくとの答弁がありました。

その他としましては、このまるしいたけの生産が終わった廃菌床というものがあるんです、シイタケがとり終わった後の部分なんですけども、この部分に鶏ふんを足して堆肥化する質疑応答もありました。この堆肥をアグリの関係が購入し、循環型農業をやっていこうと考えておられます。この価格についても、少しでも安く提供できるよう努力したいとの発言もありました。

最後に、粟賀小学校跡地の利用のPFI事業については、行政主導ではなく業者からの提案で動いているもので、今回委員会に示されたものはベースとなるものでも何でもないものであると副町長より説明をされております。委員からは、一体いつまで模索されるのか、転換する可能性はあるのかとの問いが出まして、ひと・まち・みらい課長からは、平成30年度で方策を決断させていただきたいと報告をされております。また、この粟賀小学校跡地利用計画はワークショップの委員会で進められてはいますが、できるだけ幅広い意見をいただきながら進めていくとのことであります。重ねて、今回出されましたこのPFI事業の計画の図面、図ですけれども、これがひとり歩きしないよう議員各位の御配慮をいただきたいとお願いをいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(安部 重助君) 次に、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会、お願い いたします。

藤森正晴公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長(藤森 正晴君) 6番、藤森で

す。公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の報告をいたします。

委員会は去る2月13日に行いました。朝から北館改築の現地に視察に行っております。現場には入れないため、ケアステーション2階の部屋から、松村組関係者立会人のもとの視察となりました。現状では、解体工事が終わった後の整地がなされている状態であります。

その中で議員からは、解体工事に当たり近隣の方から騒音の高いときがあったと聞くが、現状はどうであったのかという質問がありました。これに対して松村組からは、騒音については北館側の町道沿いに音量レベル表示計を設置している。記録もとっており毎回チェックをしているが、基準値を超える数値を確認はしてないとのことであります。今後も安全に安心してもらえるように努めていくとの答弁でありました。また、委員会からは、騒音記録データの提出を求めております。

次に、役場に帰ってきまして委員会を行っております。その報告をいたします。

まず、経過報告であります。現状において、変更や追加工事の概算費用は993万円の減額となっております。大きな追加工事の南館エレベーター2基のリニューアル工事と透析用排水処理施設の工事は、31年度工事となるので含まれておりません。

次に、アスベストであります。アスベストの除去処分費用については、解体工事特記 仕様書において撤去範囲や工法、工期を詳細に確定するのに困難と考えることから、調 査で判明すれば別途工事とする、また処分工期も別途協議とするとされております。よ って、第1期工事に係るアスベスト除去費用は380万円であり、追加工事費としての 対応となります。

次に、その工事についての概算費用の内容であります。

まず変更工事の分であります。透析患者数の増により病床数を19床から23床に増設する。これについて50万円。次に、手術室4室の予定でしたが、1室を倉庫に変更し3室として、それについて1,500万円の減額であります。

次に、追加工事の分であります。仮設倉庫の保管スペースの確保をするために20万円、中館と南館の間仕切りの撤去と移設に84万円。次に、中館に防犯電気錠の設置をするのに10万円。次に、特殊浴槽等の廃棄処分費に100万円。次に、工事の弱電設備の増強、これに163万円。次に、仮設シャワー室の配管接続工事に25万円。次に、ケアステーション仮設入り口の周辺現場合わせの工事に35万円。次に、健康増進センターの前に寄贈していただいた石のモニュメントを支庁舎に移転いたします。これに20万円であります。

その中で、主な質疑であります。まず最初に、騒音測定方法をどのようにしているのかという質問がありました。これについて、法的には敷地内の境界線での防音シートの内側の測定で、作業時間内全ての時間5秒ごとにはかっている。基準値は85デシベルを超えてはいけないということであります。

次の質問であります。その基準値を超えたときはどう対応するのかの質問であります。

これについて業者は、まず超えることはないと言っております。万が一超えたなら、工 法を変え、検討するとのことであります。

次の質問であります。現地視察に設計業者の姿がなかったが、どのように協議し進めているのかの質問であります。基本的には週1回、松村組、設計業者、病院とで打ち合わせや協議を行い、進めているとのことであります。次回の現地視察のときには設計業者も呼んで対応したいとの答弁であります。

最後に、設計業者であります株式会社松村組の会社体制であります。平成29年12 月4日をもってパナソニック株式会社の連結子会社となりました。この件については、 北館改築工事には全く影響はありませんとの報告を受けております。

以上であります。報告を終わります。

- 〇議長(安部 **重助君**) 委員長、松村組さんは工事業者でございます。設計業者じゃないんで。
- 〇公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長(藤森 正晴君) すんません。 訂正いたします。松村組さんは工事業者でありまして、設計業者と言ったそうでござい ます。訂正しておわびをいたします。
- 〇議長(安部 **重助君**) 次に、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会、お願いいた します。

三谷克巳峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長。

〇峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長(三谷 克巳君) 委員長の三谷でございます。それでは、閉会中におけます峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の調査活動内容について報告をいたします。

委員会は、2月1日に現地調査、2月13日に事業の進捗、また運営状況等の事務調査を行っております。

2月1日の現地調査では、ゲレンデ、ポンプ室、調整池、センターハウス等を視察した後、株式会社マックアースのマネジャーから利用状況についての説明を受けたところでございます。説明の中では、想定以上の入り込み者数で駐車場が不足し、交通渋滞を起こした。また、用具のレンタルや食堂等で長い待ち時間が発生し、利用者に迷惑をかけたとのことです。駐車場の拡幅、またセンターハウスの拡幅を希望されていました。

次に、2月13日の事務調査におけますところのスキー場整備事業の進捗状況ですが、Aコース、Bコースの造成工事で新たな湧水が出てきたので、これの対策工事を284万円で実施しております。これにより総事業費は10億9,254万円となり、一般財源相当額は2億5,834万円となっております。また、29年度の財源としての過疎債は2億5,470万円を予定しているとのことでございます。ことしは想定以上の入り込み者数があり、駐車場が不足して交通渋滞を起こす現象が発生したので、今後研究して対応していきたいとのことでございます。

次に、案内看板の整備ですが、貝野橋東詰交差点の電光掲示板型の看板は1月31日

から利用開始をしております。また、電光掲示型の看板、また電柱に巻きつける看板、 施設案内看板等の設置費は全体で約3,800万円でございまして、その財源としての企 業版ふるさと納税は3,400万円の寄附を受けています。

次に、宣伝広報の関係ですが、テレビやラジオでのコマーシャル放送、ホームページの制作、インターネット広告、チラシの配布などで広報宣伝を、地方創生拠点整備事業の交付金を受けて1,800万円余りで実施をしています。

次に、スキー場の利用状況ですが、これ 2 月 1 2 日現在になりますが、利用者数が 4 万 1, 2 9 3 人、輸送バスの延べ利用者は 6, 6 2 9 人となっています。

次に、スキー場の雇用状況ですが、従業員が40名、うち正規社員は8名で、残念ながら町内の方はおられません。派遣も含む臨時社員は32名で、町内の方が17名となっております。

次に、売上額でございますが、リフト売り上げが6,135万円、飲食の売り上げが2,306万円、スクール売り上げが345万円、用具レンタルの売り上げが4,862万円、駐車場やカーミンパーク、売店等での売り上げが2,737万円で、合計額で1億6,385万円で、当初目標に対する達成率としましては71.88%となっています。

委員会におきましては、計画どおり従業員の雇用ができてないこと、また想定以上の入り込み者数で駐車場が不足し交通渋滞を起こしたことや、それから用具のレンタル、食堂で長い待ち時間が発生して利用者に迷惑をかけたことなどの運営面についての質疑も多く出たところでございます。これらの質疑応答の内容につきましては、お手元の配付しております報告書にまとめておりますので、後ほど御一読ください。

以上で委員長報告のほうを終わります。ありがとうございました。

○議長(安部 重助君) それでは、ここで私のほうから、12月定例会以降、閉会中の 重立った事項について報告いたします。

12月27日、県道加美宍粟線改良促進議会連絡協議会の要望会が姫路土木事務所と 龍野土木事務所宍粟事業所で開催され、藤原裕和産業建設常任委員長ほか委員、廣納良幸副議長と私が出席しました。上野、春名両県議会議員にも御臨席をいただき、県による積極的な事業推進を要望いたしました。

1月7日、神河町成人式が開催され、私が出席しております。神河中学校の2期生145名が成人を迎え、124名が出席し、社会人としての自覚を新たにされました。議会を代表して神河町のあすを担う新成人の門出を祝い、励ましました。

同じく7日に姫路市消防出初め式が挙行され、小林和男民生福祉常任委員長に出席していただいております。

1月9日、神河町商工会主催の新年交歓会が開催され、私と各議員が出席しております。

1月16日、赤穂市議会から、道の駅「銀の馬車道・神河」の整備状況について行政 視察に来町されています。議会からは私が、行政からは地域振興課長と担当職員に対応 していただきました。

1月18日、県町議会議長会議会運営委員研修会が神戸で開催され、山下皓司議会運営委員長ほか委員と私が出席しております。議会運営委員会の権限と役割について、全国町村会議長会議事調査部参与、横田優氏から講演を受けております。

1月21日、日本遺産認定記念シンポジウムが姫路花の北市民広場で開催され、廣納良幸副議長と各議員に出席していただいております。

1月22日、西播磨市町議長会第2回総会が姫路で開催され、私が出席しております。 平成29年度事業実施状況の報告を受けた後、姫路市の障害者支援センターと北部学校 給食センターの現地視察を行っております。

1月29日、県町議会議長会正副会長会議が神戸で開催され、私が出席しております。 同じく29日に、公立神崎総合病院運営委員会が開催され、小林和男民生福祉常任委 員長と私が出席しております。

1月31日、中播衛生施設見学会が開催され、小林和男民生福祉常任委員長と私が出席しております。

2月5日、県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。平成29年度一般会計補正予算、平成30年度事業計画及び一般会計予算について審議し、可決しております。引き続き県町議会議長会評議員会が開催され、平成29年度補正予算、平成30年度事業計画及び予算について審議し、承認しております。

2月11日、神河町人権啓発講演会が開催され、私と各議員が出席しております。義 手の看護師、スイマーでパラリンピック選手の伊藤真波さんから、経験を通じて培われ た諦めない心をテーマにした講演をお聞きし、研修を深めました。

2月14日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開催され、小林和男民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件については、平成29年度事務組合一般会計補正予算を可決し、平成30年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

同じく14日に中播農業共済事務組合議会定例会第1日目が開催され、藤原裕和産業 建設常任委員長と私が出席しております。平成30年度農業共済事業会計予算等につい て提案説明を受けました。

2月15日、町消防審議会が開催され、小林和男民生福祉常任委員長と私が出席して おります。

2月16日、県町監査委員協議会定期総会が神戸で開催され、清瀬茂生代表監査委員 と藤原日順監査委員が出席されています。

同じく16日に、播磨広域連携協議会、西播磨市町長会主催の講演会が姫路で開催され、私と各議員が出席しております。「地方自治の最近の現状・課題とマイナンバーの 今後」と題して、総務省官房総括審議官、宮地毅氏から講演を受けております。 2月21日、第3回介護保険事業計画策定委員会が開催され、小林和男民生福祉常任 委員長に出席していただいております。

同じく21日に保健対策推進協議会が開催され、小林和男民生福祉常任委員長に出席していただいております。

2月22日、町国民健康保険運営協議会が開催され、小林和男民生福祉常任委員長に 出席していただいております。

2月23日、公立神崎総合病院院内研究発表会が開催され、私と各議員が出席しております。

2月27日、平成29年度地域おこし協力隊活動報告会が開催され、各議員に出席していただいております。

2月28日、兵庫県立神崎高等学校の第41回卒業証書授与式が開催され、私が出席 しております。

同じく28日に兵庫県立生野高等学校の第70回卒業証書授与式が開催され、廣納良幸副議長に出席していただいております。

同じく28日に中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、小林和男民生福祉常任委員長、廣納良幸副議長と私が出席しております。付議事件については、平成29年度事務組合一般会計補正予算を可決し、平成30年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。なお、各事務組合議会の議案等につきましては、議員控室において閲覧できるようにしておりますのでごらんください。

閉会中に陳情1件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告が あったとおりであります。

会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣を しております。御了承をお願いします。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、1月12日に第53号を発行し、1月25日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時45分といたします。

午前10時25分休憩

午前10時45分再開

○議長(安部 重助君) 再開します。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 報告第1号

〇議長(安部 重助君) 日程第4、報告第1号、専決処分の報告の件(交通事故に係る 損害賠償の額の決定及びその和解)を議題とします。 上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 報告第1号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。 本報告は、専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解) でございます。

町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、昨年10月16日に発生した公 用車事故の対物事故分について、12月8日に示談が成立しましたので同日付で専決処 分させていただいたものです。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長(藤原 広行君) 病院総務課、藤原でございます。それでは、報告第1号につきまして詳細説明を申し上げますので、専決処分書をごらんいただきたいと思います。

この事故につきましては、昨年10月16日月曜日でございます。正午ごろ、神河町 粟賀町369番地の4前の県道8号加美宍粟線におきまして発生した車両同士の事故で ございます。当院リハビリ科職員が訪問看護ステーションの公用車を西から東へ県道上 を走行していたところ、町内在住の方が運転される軽乗用車が町道から県道に進入し、 出会い頭に衝突したものでございます。この事故は物損事故でございまして、人身事故 ではございません。

協議により、当方10%、相手方90%で昨年12月8日に示談が成立しましたので、相手車両の損害額68万6,924円の10%、6万8,692円の賠償金を12月25日に支払いさせていただきました。

なお、公用車につきましては、相手方からの賠償金と当方が加入する車両保険により 修繕いたしました。この事故による賠償金や公用車の修繕については、全て保険の範囲 で対応できたため、一般財源等の持ち出しはございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

報告第1号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第5 報告第2号

〇議長(安部 重助君) 日程第5、報告第2号、専決処分の報告の件(支払督促の訴訟 への移行による訴えの提起について)を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。 山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 報告第2号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。 本報告は、専決処分の報告の件(支払督促の訴訟への移行による訴えの提起につい て)でございます。

公立神崎総合病院診療費について、未収金の回収対策として、姫路簡易裁判所において支払い督促の手続により実施しました。その後、相手方から異議の申し立てがあり、通常の民事訴訟への移行となりました。この場合、民事訴訟法第395条の規定により通常訴訟へ移行したため議会の議決が必要となりますが、支払い督促制度を機動的かつ実効的に利用するため、一定額以下の訴訟提起について、地方自治法第180条第1項の規定により町長の専決処分をさせていただいたもので、本件については平成29年12月19日に和解しております。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきまして病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願い します。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長(藤原 広行君) 病院総務課、藤原でございます。それでは、報告第2号につきまして詳細説明を申し上げますので、専決処分書をごらんください。

本報告は、神河町の私債権で公立神崎総合病院未払い診療費請求事件として、姫路簡易裁判所において民事訴訟法による通常訴訟の結果、相手方との訴訟結果について報告するものでございます。

本請求事件の相手方は福崎町在住の男性で、父親の入院診療費が滞り、再三の催告にも応じなかったため、私債権等滞納者に係る支払い督促申し立て取り扱い要綱により、平成29年10月18日に支払い督促による申し立てを行いました。その後、10月28日付で相手方から異議申し立てがあり、平成29年12月19日に訴訟判決となりました。神河町としましては未払い分の一括支払いを申し立てましたが、相手方から分納の申し出があり、最終的に相手方の家庭環境の事情も考慮し、分納による和解となりました。分納額は、平成30年1月から月額5,000円でございます。

なお、本来は、支払い督促から民事訴訟法の通常訴訟へ移行した段階で議会の議決が必要となりますが、支払い督促制度を機動的かつ実効的に利用するため、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項、議会の委任による町長の専決処分事項第 3 号、私債権等の滞納に起因する金銭の支払い請求を目的とする訴えの提起、和解及び調停でその金額が 6 0 万円以

下のものに関することの規定に基づき、報告するものでございます。

以上が詳細説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

報告第2号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第6 報告第3号

〇議長(安部 重助君) 日程第6、報告第3号、専決処分の報告の件(支払督促の訴訟 への移行による訴えの提起について)を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 報告第3号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。 本報告は、専決処分の報告の件(支払督促の訴訟への移行による訴えの提起につい て)でございます。

公立神崎総合病院診療費について、未収金の回収対策として、姫路簡易裁判所において支払い督促の手続により実施しました。その後、相手方から異議の申し立てがあり、通常の民事訴訟への移行となりました。この場合、民事訴訟法第395条の規定により通常訴訟へ移行したため議会の議決が必要となりますが、支払い督促制度を機動的かつ実効的に利用するため、一定額以下の訴訟提起について、地方自治法第180条第1項の規定により町長の専決処分をさせていただいたもので、本件については平成30年1月24日に和解しております。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきまして病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願い します。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長(藤原 広行君) 病院総務課、藤原でございます。それでは、 報告第3号につきまして詳細説明を申し上げますので、専決処分書をごらんください。

本報告は、神河町の私債権で公立神崎総合病院未払い診療費請求事件として、姫路簡易裁判所において民事訴訟法による通常訴訟の結果、相手方との訴訟結果について報告するものでございます。

本請求事件の相手方は市川町在住の女性で、入院診療費が滞り、再三の催告にも応じなかったため、私債権等滞納者に係る支払い督促申し立て取り扱い要綱により、平成2

9年10月18日に支払い督促による申し立てを行いました。その後、11月13日付で相手方から異議申し立てがあり、平成30年1月24日に訴訟判決となりました。神河町としましては未払い分の一括支払いを申し立てましたが、相手方から分納の申し出があり、最終的に相手方の仕事や健康状態等の事情も考慮し、分納による和解となりました。分納額は、平成30年3月から月額1万円でございます。

なお、本来は、支払い督促から民事訴訟法の通常訴訟へ移行した段階で議会の議決が必要となりますが、支払い督促制度を機動的かつ実効的に利用するため、地方自治法第180条第1項、議会の委任による町長の専決処分事項第3号、私債権等の滞納に起因する金銭の支払い請求を目的とする訴えの提起、和解及び調停でその金額が60万円以下のものに関することの規定に基づき、報告するものでございます。

以上が詳細説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。藤原資広議員。

- ○議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原でございます。このたび病院の新たな未納に対する取り組みということでの努力に対しまして、お礼を申し上げたいと思います。和解ということで、分納で和解されたということですけども、期間も長くなる分もありますので、約束が履行、守られますように、またさらなる努力のほうをよろしくお願いをいたします。以上でございます。
- ○議長(安部 重助君) 病院、藤原総務課長。
- ○病院総務課長兼施設課長(藤原 広行君) 病院総務課、藤原でございます。資広議員 おっしゃられるとおり、この分納について、決まったからというわけではございません。 必ずその決まった日に納入いただけるよう確認をしながら、滞るようであれば、また自 宅にお伺いさせていただきまして、納めていただくように対応したいと思います。よろ しくお願いします。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ほか、ないようでございます。質疑を終結します。

報告第3号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第7 第1号議案

○議長(安部 重助君) 日程第7、第1号議案、神河町農業委員会委員の任命に係る認 定農業者等の過半数要件例外適用の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。 山名町長。 〇町長(山名 宗悟君) 第1号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。 本議案は、神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例外適用の 件でございます。

農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されたことにより、農業委員の任命に当たっては、原則として認定農業者等が農業委員の過半数を占めなければならないことが定められました。しかし実際には、自治体により原則どおりの委員構成とすることに困難が生じる場合もあり、その場合、実態に即し法において例外が認められています。

このたび公募により14人の推薦がありましたが、認定農業者等に該当するのは2人のため、過半数を認定農業者で占めることができていません。また、例外として農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号にある認定農業者等またはこれらに準ずる者は4人のため、合わせて6人となりますが、認定農業者等またはこれらに準ずる者で過半数を占める規定も満たさないため、同法施行規則第2条第2号により農業委員の4分の1以上を認定農業者等またはこれらに準ずる者としたいので、法第8条第5項ただし書き及び法施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては地域振興課農林業特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課、多田農林業特命参事。

〇地域振興課参事兼農林業特命参事(多田 守君) 地域振興課、多田でございます。 第1号議案の詳細について御説明申し上げます。

農業委員の任命に当たっては、原則として、認定農業者である個人または法人の業務を執行する役員等が農業委員の過半数を占めなければならないと定められております。 しかし、このたび任命の同意を受けようとする14人のうち認定農業者等に該当されるのは2人でございます。

そこで例外として、区域内の認定農業者が少ない場合は、議会の同意を得て、同法施行規則第2条第1号の認定農業者等は認定農業者等に準ずる者で過半数を占めることと規定されており、その中には、認定農業者であった者、認定農業者の親族、特定農業団体の役員または人・農地プランの中心経営体として位置づけられている者などで占めることに要件が広がります。

しかし、このたび認定農業者等に準ずる者に該当されるのは4人のため、認定農業者等の2人と合わせて6人でございますので、認定農業者等または認定農業者等に準ずる者が農業委員の過半数を占める規定も満たしておりません。よって、同条第2号により、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者等またはこれらに準ずる者で占めることとしますと候補者14人のうち6人が該当となり、この規則を満たすものと考えますので、

議会の同意を求めるものでございます。

以上が詳細の説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第8 第2号議案から第15号議案

○議長(安部 重助君) 日程第8、第2号議案から第15号議案までの神河町農業委員 会委員の任命の件、14議案を一括議題といたします。

上程14議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第2号から第15号議案の提案理由並びに内容について御説明 申し上げます。

本議案は、神河町農業委員会委員の任命の件でございます。

農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、従来、選挙等により選出してい た農業委員会委員について、改正後の同法第8条第1項の規定により、議会の同意を得 て委員を任命しようとするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては地域振興課農林業特命参事から御説明いたしますので、よ ろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課、多田農林業特命参事。

〇地域振興課参事兼農林業特命参事(多田 守君) 地域振興課、多田でございます。 第2号から第15号議案の詳細について御説明申し上げます。

なお、第2号から第15号議案までの14件につきましては全て神河町農業委員会委 員の任命の件の議案となっておりますので、提案理由の説明を一括して申し上げます。

改正農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、農 業委員の選任については、これまでの公選制から市町村長が議会の同意を得て任命する ことに改正されております。定数につきましては、平成29年9月議会において、神河 町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例により、農業委員は14人 と定められております。現農業委員会委員の任期が本年3月31日をもって満了するた め、改正法の規定により推薦、公募を行い、推薦のあった14人を新たに農業委員会委 員に任命する必要があります。

農業委員の任命に当たっては、認定農業者等または認定農業者等に準ずる者で農業委 員の少なくとも4分の1を占めること、さらに、農業委員会は公平、公正な判断が求め られる組織であることから、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない 者が含まれるようにしなければならないと規定されております。今回、去る平成29年 12月22日から平成30年1月22日まで募集を行い、地区推薦により14人が推薦されております。

それでは、第2号議案、神河町農業委員会委員の任命の件から順に説明申し上げます。 住所、氏名、生年月日、推薦書による推薦理由を説明いたします。

第2号議案、神河町大畑412番地の3、稲川豊一様、昭和26年11月26日生まれ。区の営農組合長を初め、会計、農事係を務められ、長年にわたり区内地域の営農活動のリーダーとして貢献されています。

第3号議案、神河町越知376番地の1、竹國敏郎様、昭和28年5月2日生まれ。 地域の状況を知っておられ、農地の利用の最適化に熱意と識見を有されています。農業 委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者に該当されます。中立的立場で ございます。

第4号議案、神河町中村132番地の3、大成正悟様、昭和32年2月8日生まれ。 地域内の状況を熟知されており、農地の利用についてもみずから株式会社中村営農の代 表として熱意と識見を持って活動を行われています。株式会社中村営農の代表取締役を されており、認定農業者等に該当されます。

第5号議案、神河町福本869番地の2、多田和男様、昭和19年1月14日生まれ。 地域の状況を知っておられ、農地の利用の最適化に熱意と識見を有されています。認定 農業者等に準ずる者に該当されます。

第6号議案、神河町寺野211番地、廣納正様、昭和22年2月11日生まれ。元認 定農業者であり、現の農業委員で地域内の状況をよく知っておられ、農業に熱意と識見 を有されています。認定農業者等に準ずる者に該当されます。

第7号議案、神河町柏尾422番地、太田和仁様、昭和23年2月27日生まれ。営 農組合の法人化を推進し、また、みずからも実践し、地域農業に貢献されています。

第8号議案、神河町吉冨233番地、松岡榮様、昭和22年5月11日生まれ。地域 農業に貢献したいとの思いを持たれています。農事組合法人吉冨営農の理事をされてお り、認定農業者等に該当されます。

第9号議案、神河町猪篠2205番地、森本俊幸様、昭和24年3月10日生まれ。 現農業委員であり、知識もあり、さらに勉強し、また地域にも貢献したいとの思いを持 たれています。

第10号議案、神河町新野737番地、浦上真人様、昭和25年8月23日生まれ。 地域農業に貢献したいとの思いを持たれています。

第11号議案、神河町大河708番地、山下一男様、昭和30年10月18日生まれ。 農業への関心が高く、みずからも実践し地域に貢献したいと考えられています。認定農 業者に準ずる者に該当されます。

第12号議案、神河町南小田753番地の2、山内敦子様、昭和27年3月8日生まれ。農業への関心が高く、地域内の状況をよく知っておられ、みずからも実践し地域に

貢献したいとの思いを持たれています。認定農業者に準ずる者に該当されます。

第13号議案、神河町上小田111番地、岸本髙明様、昭和30年7月28日生まれ。 農業委員を4期経験されていて地域の状況もよく御存じでございます。

第14号議案、神河町川上579番地の3、草壁喜好様、昭和28年6月8日生まれ。 現の農業委員であり、地域内の状況を知っておられ、農業への関心も高く、みずからも 実践し地域に貢献されています。

第15号議案、神河町長谷442番地の1、佐古正雄様、昭和31年7月17日生まれ。現在、地区の農会長であり、農地の状況にも精通し、農業に誠実に取り組まれております。

以上、認定農業者等がお二人、認定農業者等に準ずる者が4人、利害関係を有しない者1人、その他農業に識見を有する者7人の14人でございます。別紙に委員候補者の推薦・応募状況を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

以上が詳細の説明でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第9 第16号議案

〇議長(安部 **重助君**) 日程第9、第16号議案、神河町印鑑条例及び神河町手数料条 例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第16号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本年4月を予定しておりますマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアにおける印鑑登録証明書及び住民票等の交付サービスに伴い、印鑑証明の申請手続についての取り扱いを定めるとともに、住民票証明発行手数料について本庁等の窓口発行手数料との整合性を図るため、改正を行うものでございます。

本議案につきましては、昨年 1 2 月議会定例会におきまして提案を撤回いたしました。 撤回理由でありました引用条項の修正等見直しを行い、再提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお 願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

髙木住民生活課長。

○住民生活課長(髙木 浩君) 住民生活課、髙木でございます。それでは、第16号 議案の詳細説明をいたします。

予定といたしましては、本年4月から、マイナンバーを利用してコンビニエンスストアで住民票、印鑑登録証明書等を取得することができるサービスを開始いたします。取得できる証明書といたしましては、住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍謄抄本、戸籍付票となります。多機能端末機、別名キオスク端末があるコンビニであれば全国どこでも利用することができ、年末年始、12月29日から1月3日を除いて、曜日に関係なく、戸籍以外は午前6時30分から午後11時まで、戸籍につきましては役場の開庁時間と同じ平日の午前8時30分から午後5時15分まで利用することができます。これらのサービスを始めるに当たり、神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部改正が必要となります。

まず、神河町印鑑条例につきましては、第15条、多機能端末機による印鑑登録証明の申請を追加いたしました。第1項につきましては、コンビニの多機能端末機でマイナンバーカードを使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録の証明を申請することができる。第2項では、多機能端末機に入力する暗証番号はマイナンバーカードの暗証番号とするというものです。第7条の3項、4項につきましては、重複する条項がございましたので削除をするものでございます。

また、役場窓口での印鑑登録証明書の発行につきましては、これまでどおり印鑑登録 証、印鑑証明のカードの提出が必要です。マイナンバーカードでの発行はできません。

次に、神河町手数料条例に参ります。第5条、免除につきましては、第2項、貧困その他の特別な理由があるときは手数料の免除ができるとありますが、追加をする第3項では、コンビニ交付では第2項の対象者であるかどうかの認定をコンビニ職員ではできませんので、第2項の適用はしないものとするものです。

次に、別表の住民票の写しの交付につきましては、コンビニ交付の場合、システム上、 5人までと5人を超える場合との料金を変えられないため、一律5人までの200円と し、それに合わせて庁舎での交付につきましても同様の扱いといたしました。

コンビニ交付は、役場へ行かなくても、多くの人がいろんなことで利用する全国のコンビニで、曜日を問わず、また役場の開庁時間以外でも役場で取得するのと同じ料金で諸証明を取得することができるようになります。今後は、コンビニ交付だけでなく図書館の町外での利用であるとか各種申請において必要な諸証明の省略ができるなど、マイナンバーカードのメリットについて町民の皆様に御理解いただき、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと思います。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。 〇議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第10 第17号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第10、第17号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第17号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例制定の件でございます。

去る1月29日に開かれました特別職報酬等審議会の答申に基づき改正を行うもので、本答申の要点としましては、町三役、町議会議員ともに給料月額について今年度は改定を行わず、期末手当については、県下の12町の期末手当の支給状況も踏まえ、人事院勧告による一般職の改定に準じ0.1カ月引き上げ、年間4.35月とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお 願いします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。それでは、第17号議案につきまして詳細を説明させていただきます。

なお、在任期間の5カ月以上6カ月未満は6カ月の80%、3カ月以上5カ月未満は60%、3カ月未満は30%に相当する支給率となります。

次に、1月29日に開催をされました特別職等報酬審議会における審議経過、答申内容、決定の観点及び理由等につきまして、去る2月26日に町長宛て提出をされました答申内容に基づき御報告をさせていただきます。

まず、特別職報酬等の額の改定につきましては、神河町特別職報酬等審議会条例に基づき、町の各階層または識見を有する者の中から町長が任命を行いました10名の委員、その内訳としましては、商工会代表、勤労者代表、女性代表、住民代表、公共公益団体

代表、金融機関代表、そして有識見者での合計 1 0 名の委員により、1月 2 9日、公平かつ中立な立場に立って慎重に審議、検討され、全員の一致をもって提案の内容のとおり結論が得られましたことを、まず初めに報告をさせていただきます。

あわせて、委員の半数は神河町行財政改革推進委員もお務めいただいている方々でありましたことを申し添えさせていただきます。

なお、町長から諮問を行いました内容は、1、町長、副町長及び教育長等の給料について、2、町議会議員の報酬について、3、非常勤特別職の報酬についてであります。

まず、このたびの審議会は、神河町の財政状況、実質公債費比率については、合併以降、公債費負担適正化計画を着実に進め、起債制限比率の削減を進めてきた結果、最大22.8%から15.7%まで削減を進めてきたという成果がある一方、財政の硬直化の指数といわれる経常収支比率は高い数値で推移をしています。関西電力の大河内水力発電所の償却資産税が毎年減ってくる状況とあわせて、交付税の一本化算定の影響で今後さらに悪化する見込みであることから、今後の経常的支出をいかに抑えるかが課題であると受けとめられました。

一方で、財政調整基金については平成28年度末において18.9億円まで積み上げてきており、合併造成基金についても10.8億円を積み立てていることを考慮すれば、財政健全化の取り組みもしっかり行われていると評価もされました。

その中で、平成29年度の人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴う特別職の報酬 月額の改定の是非及び勤勉手当の0.1月の引き上げに伴う特別職の期末手当の引き上げ の是非についての審議、加えて県下の12町の財政状況、報酬の比較や各町の財政状況 の確認を行い、適正妥当な報酬の額の検討が行われました。

その上で、町三役については、町の業績や特別職としての果たすべき職責を全うしているかの点について、スキー場整備、道の駅建設、病院北館改築工事等の大きな事業や町の活性化に向け、町長を中心に職員の皆様も一生懸命頑張っている。しかし、町の財政状況は全ての指数が改善方向を示しているわけではなく、今後の税収と経常支出の課題が明確になったこととあわせて、県下12町の特別職の給与状況を見る限り、今回は改定を行わず、現行のまま据え置くことが適当であるという意見でまとまりました。

次に、期末手当については、4年連続の期末手当の引き上げは制度に依存した改定であり、毎回準ずる必要があるのか。業績に対する報酬という面から、相応の活動を期待したいという意見もありました。その一方で、給料はモチベーションや励みの部分もあり、職員同様の扱いが当然という意見もありました。

以上な意見が出る中で、これまでの県下12町の期末手当の改正状況を確認する中で、 県下12町や類似団体との比較の中で判断することがよいのではないかという意見にま とまり、一般職に準じて引き上げることが適当と判断され、0.1月の引き上げ答申とな りました。

次に、議員報酬の引き上げについては、議員報酬に関する考え方として、議会に若者

を期待する声がある中で、現在の議員報酬では生活が保障できる水準ではないので、ある程度の引き上げが必要であるという昨年同様の意見がある一方で、議員報酬に相当する活動を期待するという厳しい意見も出されました。町議会の活動状況としては、審議会資料で示されているとおり、定例会の会期日数、臨時会の会期日数、常任委員会の開催日数、議長の出張回数、議員の派遣回数等を見る限り、県下町議会の中でも平均的な活動内容となっています。そのほか議会報告会や議員定数の削減への議論など、住民への意見反映とともに行財政改革への検討についても継続した取り組みが行われています。議会議員の報酬の改定は、昨年の審議会答申を受け、今年度4月から5,000円から2万円の引き上げを行いました。

以上の議員報酬に関する考え方、議会の活動状況、県下の報酬の状況に加え、今後の 財政状況から判断した結果、今回は改定を行わず、現行のまま据え置くことで意見がま とまりました。また、期末手当については町三役と同様の考え方とし、0.1月引き上げ ることとされました。

次に、非常勤特別職の報酬については、県下の町における非常勤特別職の報酬について比較したところ、年額報酬、日額報酬ともに12町においてやや開きがありますが、報酬の改定が必要な状況ではないという判断から、現在の財政状況を考慮し、今年度は改定を行わないことが適当であると判断いたしました。

また、今回の審議会において、費用弁償に対する考え方が議論になりました。県下12町の費用弁償を比較したところ、当町及び市川町以外は、町内は不支給、また旅費支給、日当制限あり、また居住地と同一区域内は不支給などの制限が設けられている。職員の旅費についても、日当が支給されない地域もあるがゆえに委員の費用弁償も同様な扱いにすればどうかといった意見が出されました。その一方、いろいろな委員会がある中で、何度も開催される委員会もあり、委員としてもかなりの負担が生じる。それがゆえに費用弁償を残したほうがよいという意見もありました。これらの意見を踏まえて、今後、非常勤特別職の費用弁償の考え方について、庁内会議と出張などとの関連や旅費的要素も含め、検討を継続することとされました。

そして最後に、結論といたしまして、先ほども申し上げましたように、1点目としまして、三役、議会議員ともに平成30年4月から期末手当を0.1月アップし、年間4.35月とする。2、非常勤特別職の費用弁償の考え方について、庁内会議と出張などとの関連や旅費的要素も含め、継続協議を行う。3、頑張っていただいてることを評価した上で、職員含め人事院勧告制度であるから準じて引き上げるということではなく、町の財政状況をしっかりと見据えた上で、しかもモチベーションアップにつながるよう、また地域の経済が潤うような取り組みを引き続きお願いしたい。

以上の意見でまとまりました。今後も引き続き行財政改革の取り組みにより健全な財政運営を行いつつ、将来を展望し、計画的かつ効果的な行財政運営で活力のあるまちづくりに尽力いただくことを願いますと締めくくられております。

以上、第17号議案の詳細説明並びに補足説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第11 第18号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第11、第18号議案、神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第18号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が新設されましたので、農地利用最適化推進委員の報酬を規定し、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため農地利用最適化交付金事業を活用し、従前の農業委員報酬の内訳を変更するためのものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては地域振興課農林業特命参事が御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課、多田農林業特命参事。

〇地域振興課参事兼農林業特命参事(多田 守君) 地域振興課、多田でございます。 第18号議案の詳細について御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律が改正、施行されたことに伴い、農地利用の最適化、担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進を強力に進めていくことが農業委員会の必須業務とされました。そして、遊休農地の発生防止、解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけ、担い手への農地集積、農地の貸し手、借り手の掘り起こし活動により農地の集積、集約化に積極的に取り組むため、農地利用最適化推進員が新設されたことに伴い、推進員の報酬を定めるものでございます。

また、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農地利用最適化交付金事業が実施されており、当町では能率給とし、この財源を活用いた

します。

能率給の内容については、活動実績に応じた交付金と成果実績に応じた交付金がございます。

まず、活動実績に応じた交付金は、農地利用の最適化に向けた活動、先ほど申し上げました担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消活動ということで、現在行われています農地パトロール、また農地のマッチング、それから法人化の支援等につきまして、既にやられている部分なんですが、を実施した農業委員会を対象に交付されるというものでございます。この交付金の額は、農林水産省の農地利用最適化交付金事業実施要綱により、農業委員及び推進員の人数の月額6,000円の12カ月が上限となります。

また、成果実績に応じた交付金は、農地利用の最適化に向けた活動の実施により成果を上げた農業委員会を対象に交付されます。担い手への農地集積率、遊休農地の解消率を評価し、交付金の額が決定します。現在、農業委員会会長の年額が12万5,000円ですので、農地利用最適化交付金の活動実績払いを活用し、基本給5万3,000円と能率給を交付金6,000円の12カ月、7万2,000円を予算の範囲内で町長が定める額とし、平成30年度から年額12万5,000円を支払う予定としております。また、農業委員及び推進員の報酬につきましても、農地利用最適化交付金の活動実績払いを活用し、基本給3万8,000円と能率給を交付金6,000円掛ける12カ月、7万2,000円を予算の範囲内で町長が定める額とし、平成30年度から年額11万円を支払う予定としております。

なお、成果実績に応じた交付金につきましては、当該年の12月末の達成度の評価に 応じ交付金が決定するため、決定次第、予算化するものといたします。

以上で第18号の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第12 第19号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第12、第19号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第19号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例の一部改正については、平成30年4月1日から施行される就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、認定権限が都道府県に加えて指定都市にも移譲され、本法律に指定都市の業務に関する規定が追加されました。これにより本条例第15条第2号中の引用部分に項ずれが生じたため、改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第13 第20号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第13、第20号議案、神河町介護保険条例の一部を改正 する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 第20号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

介護保険法第117条及び129条では、3年に1度、介護保険事業計画を策定し、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を改定することになっています。平成29年度は介護保険事業計画の策定年度となっており、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定委員会を3回開催し、平成30年度から平成32年度の介護保険料について、介護給付費の推移、第1号被保険者人口、要介護認定者数などについて御審議をいただき、月額基準額をこれまでの5,700円から5,800円に引き上げるものでございます。

神河町の介護保険料については、直近の県からの資料では41市町中21番目の月額 基準額となる予定で、兵庫県下の市町の月額基準額の平均額については約5,900円の 見込みであります。また、近隣町の市川町が6,200円から5,700円に、福崎町が5, 280円から5,780円となる予定と聞いております。

段階別年間保険料については、月額基準額に割合を乗じて10段階の介護保険料を設 定しています。

以上が提案理由及び内容でございます。

詳細につきましては健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

大中健康福祉課長。

○健康福祉課長(大中 昌幸君) 健康福祉課、大中でございます。第20号議案につい

て説明を行います。

まず、1ページの新旧対照表により説明させていただきます。第2条第1項1号から 10号までに保険料を改正しております。第2項から第6項までは、保険料の納付年度 を「平成27年度から29年度まで」を「平成30年度から32年度まで」に改正します。また、3項から4項までの基準となる年金収入額を10万円ずつ引き上げ、第3項では「190万円」から「200万円」に、第4項では「290万円」から「300万円」とするものでございます。第6項では、第1号被保険者の保険料については、第6期の保険料同様、低所得者対策として、本来年額保険料3万4,800円のところ3万1,320円とするものでございます。

2ページの第17条の第1号の削除については、厚生労働省からの通知により削除するものでございます。

さて、先ほど町長が説明しましたとおり、3年に1度、介護保険事業計画を策定し、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を改定することになっています。介護保険料の改定については、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定委員会を3回開催し、平成30年度から平成32年度の介護保険料について、介護給付費の推移、第1号被保険者人口、要介護認定者数などについて御審議いただきました。

それでは、介護保険料の算定の方法について、別紙に本日お配りしております第20 号議案資料、第7期介護保険料の算定資料をもとに説明をさせていただきます。

まず、表紙裏には介護保険料の算定の手順を載せております。ごらんのとおり、人口及び被保険者数の推移から6の保険料の見込みまでの流れを掲載しております。今回の介護保険料の設定については、厚生労働省から、保険料の見直しをするシステム、見える化システムというものが出され、全国の市町村がそのシステムを利用し、介護給付、予防給付の見込み、介護保険事業費の見込み、介護保険料の算定等について計画を策定しております。

まず1ページには、人口及び被保険者数の推計について記載しております。計画年度である平成30年度から32年度及び、全国的に団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者が最大となる2025年、平成37年度の人口、介護保険制度での年齢区分人口を掲載しております。平成27年10月に出された神河町人口ビジョンでは、高齢者数については平成32年度がピークとなり、以降、高齢者は減少します。しかし、町内の全体人口も加速して減少することから、平成32年度以降も高齢化率については上昇する傾向にあります。

2ページには、要支援・要介護認定者の推計を掲載しております。第1号被保険者の 18.8%が要支援・要介護認定を受けると推計しています。また、介護度別の人数についてはごらんのとおりです。

3ページから4ページにかけて、介護給付のうち在宅サービスの第6期の計画値と実 績値を掲載しております。 5ページをごらんください。5ページ上段には、予防給付を含めた地域密着型サービスの計画値と実績値を掲載しております。地域密着型とは、高齢者が住みなれた地域で尊厳を持って暮らし続けられるように支援するサービスであり、神河町では、定員29名以下の介護老人福祉施設うぐいす荘、これは県の分とは別に地域密着型というのがあります。認知症高齢者のためのグループホームゆうゆう、グループホーム「さくら」、ほたるの里や、定員が18人未満のデイサービスなどがあり、神河町が事業者の指定権限を持ち、利用者は地域住民に限定されます。小規模多機能、によん神河は、通いを中心に訪問や泊まりなどのサービスを小規模な拠点で提供する、サービス内容は変わっても顔なじみの職員に対応してもらえる利点がございます。5ページ下段には、施設サービスの計画値と実績値を掲載しております。

6ページには、要支援を受けた方の予防給付、居宅サービスの計画値と実績値を掲載 しております。

7ページから10ページまでは、1)番、介護給付及び予防給付の利用見込み、11ページから13ページ中段までには、2)地域密着サービスの利用見込み、13ページ中段以降、3)住宅改修、介護予防住宅改修及び4)番、居宅介護支援、介護予防居宅介護支援、ケアプランの作成です。

14ページ、15ページには、5)番、施設系サービスの利用見込みを掲載しております。

16ページには介護給付に係る各計画年度の事業費を、17ページには介護予防給付に係る各年度の事業費を掲載しております。これらの積算については、初めに申し上げましたとおり、今回の保険料の見直しについては厚生労働省が制作した見える化システムを利用しております。

18ページには、(1)番、標準給付の見込みを立てるため、①介護サービス給付費と②番、特定入所者介護サービス費等給付費、特定入所者介護サービス費とは、介護保険の施設サービスについて、ショートステイを含め住居及び飲食などの費用について住民税非課税世帯などに属する人については、町が発行する介護保険利用限度額認定証を受ける場合、一定の利用料だけで済みます。その不足分については、保険者である町が介護保険給付費で賄うことになります。③番、高額サービス費については、介護保険サービスを一定額以上利用した場合、世帯の住民税課税状況に応じ、基準額を超えた分が償還されるものです。④番、高額医療合算サービス費等給付費は、同一世帯内で介護保険と国保など医療保険を利用した自己負担額が一定額、これはいろんな段階がありますが、を超えた場合、支払い分が払い戻されます。⑤番、算定対象審査支払い手数料については、各事業所からの請求内容を国保連が審査するための費用でございます。これら①から⑤番までの合計が標準給付費となり、3年間の合計は40億3、134万6,000円となります。

18ページ下段の(2)地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業に

ついては、要支援者に対する訪問介護サービス費、通所介護サービス費及び介護予防に 携わる職員等の給与で、包括的支援事業費とは地域包括支援センターの運営費と、こつ こつ貯筋教室、認知症予防教室などのさまざまな事業に係る費用を計上しており、3年 間の合計は2億5,811万7,000円となります。

19ページ、(3)保険料対象総額の見込み額は、3年間の標準給付見込み額と地域支援事業費の合計は42億8,946万3,000円となります。19ページ、(4)では介護保険の財源を示しており、1号被保険者の負担率は、介護給付、介護予防給付、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業の全てが保険料の総額の23%となっております。

19ページ、(5)では、給付費が予定より多くなった場合、円滑に介護保険会計を運営、または3年に1度、保険料を改定する際、急激的な保険料の上昇の抑制をするため、介護保険準備基金を積み立てています。現在約8,850万円を積み立てておりますが、今回の第7期の介護保険料の改定については、3年間で5,000万円を取り崩すこととしております。

20ページ、(6)保険料の算定では、まず、C、第1号被保険者分相当額を算出します。42億8,946万3,000円の23%で、9億8,765万6,000円となります。次に、D、調整交付金見込み額を算出します。調整交付金については基本的には5%でありますが、高齢化の状況や年金の所得状況などにより増減するものでございます。標準見込み額40億3,134万5,000円の5%として2億156万7,000円となります。なお、地域支援事業費については調整交付金の対象とはなりません。次に、実際の調整交付金見込み額を算出します。算出については、見える化システムにより自動計算されます。先ほども申し上げましたように、神河町は後期高齢化率が高く、比較的年金所得の所得階層が低く見込まれることから、標準給付見込み額40億3,134万5,000円の3年間の6.62%、2億2,687万5,000円となります。次に、F、介護給付費準備基金を5,000万円取り崩すことになります。これらの数値のもとに保険料必要額を算定します。

算定方法は、C、第1号被保険者相当分プラスD、調整交付金相当額マイナスE、調整交付金見込み額マイナスF、介護給付費準備基金であります。この算出により、保険料収納必要額は8億6,956万9,000円となります。この保険料に必要な予定保険料収納率として99.3%で除しますと、3年間の総額保険料は8億7,568万9,000円が算出されます。この3年間の保険料総額を厚生省が制作した見える化システムにより、所得段階加入割合補正後被保険者数というものがございまして、補正をしますと年額6万9,600円となります。月額に直しますと5,800円が基準額となります。

21ページは、第6期に引き続き、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定をする 観点から、6期の保険料と同様、10段階としています。

22ページでは、各段階の基準額に対する割合と対象者の内容、加入段階別の加入者

割合を掲載しております。

23ページでは、介護保険料施行令第39条により第5段階を5,800円とし、住民税の課税、非課税、合計所得等により、第1段階の基準額の0.45である月額2,610円から、10段階の1.75であります月額1万150円の保険料が決定することになります。

以上、保険料算定の経過について説明をさせていただきました。よろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長(安部 重助君) 再開します。

それでは、午前中に引き続きまして審議に入ります。

日程第14 第21号議案及び第22号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第14、第21号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第22号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題とします。

上程2議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第21号議案及び第22号議案については関連がございますので、一括して提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

第21号議案は、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件で、第22号議案は、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

第21号議案の改正理由は、平成30年1月18日に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、平成30年4月1日から神河町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

第22号議案の改正理由は、第21号議案同様、平成30年1月18日に指定地域密

着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴い、平成30年4月1日から神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。以上が提案理由及び内容でございます。

詳細につきまして健康福祉課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

- ○議長(安部 重助君) それでは、詳細説明を求めます。 大中健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(大中 昌幸君) 健康福祉課、大中でございます。まず、第21号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から説明いたします。

この条例の一部改正については、先ほど町長が御説明しましたとおり、上位法であります介護保険法第78条の4第1項及び第2項の規定により定めてあります神河町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されることに伴うものでございます。

地域密着型とは、高齢者が住みなれた地域で尊厳を持って暮らし続けられるように支援するサービス、認知症のためのグループホームやデイサービスのほか、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護などがあります。市町村が事業者の指定権限を持ち、利用者は地域の住民に限られます。小規模多機能は、通いを中心に訪問や泊まりなどのサービスを小規模な拠点で提供するものでございます。サービス内容が変わっても顔なじみの職員に対応してもらえる利点がございます。

神河町内の地域密着型サービスの実施事業所については、デイサービスセンターとしては、定員が18名以下のデイサービス蓮、リハビリデイサービス心などが該当します。地域密着型介護老人福祉施設としては、定員29名以下で開設しております特別養護老人ホームうぐいす荘が該当します。また、認知症対応型共同生活介護グループホームゆうゆう、ほたるの里、「さくら」グループホームなどが該当します。小規模多機能型居宅介護は、によん神河が該当します。

今回の条例の一部改正の主な改正点は5点ございます。まず第1点目としては、指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の人員基準の緩和でござい ます。新旧対照表では、4ページから6ページにかけて、第6条、第32条、第47条 を改正します。主な内容は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護オペレーターの資格要 件の基準を、これまではサービス提供責任者の経験業務年数を3年以上であったものが 1年以上に緩和されます。また、特別養護老人ホームなどの事業所に併設されており、 夜間を問わず電話等の受け付けができる事業所については、時間に関係なくオペレータ 一の配置義務はなくなります。また、オペレーターが連絡を受けて訪問介護に従事できる場合は、時間に関係なく訪問介護員の配置の必要がなくなります。

第2点目は、共生型サービスの実施でございます。新旧対照表では、7ページから9ページにかけて、第78条の2、第78条の3を新たに規定します。内容は、指定基準を満たした障害福祉サービス事業を行っている事業者が高齢者に対して行ったサービスについて給付を認められます。いわゆる共生型地域密着型通所介護の創設でございます。これまでは介護保険と障害福祉施設はそれぞれ別の制度により運営されておりましたが、今後は、障害福祉事業者が基準を満たせば共生型地域密着型通所介護を実施することができます。福祉事業者としては、5つの業種の事業者が認められています。その業種は、指定生活介護事業者、指定自立訓練(機能訓練)事業者、指定自立訓練(生活訓練)事業者、指定児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者がこれに該当します。

第3点目としては、第5章、各種介護サービスの対象施設として介護医療院が追加されたことでございます。新旧対照表では、10ページから20ページにかけて、第83条、第104条から106条に、第125条、133条、134条、147条、152条、173条、175条に、施設の種類の一つとして介護医療院が追加されます。介護医療院は、日常的な医学管理や、みとり、ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、平成30年から介護医療院として創設されることになりました。

第4点目としましては、運営に関する基準において、各事業者において身体拘束等の適正化を図るためのさまざまな措置について義務化されました。新旧対照表では、16ページから21ページにかけて、第139条、160条、179条、204条にかけて新しく制定されています。老人福祉施設等は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならないことになりました。(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。(2)身体的拘束の適正化のための指針を整備すること。(3)介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第5点目としまして、看護小規模多機能型居宅介護の人員基準の改正でございます。 サービス供給量をふやす観点及び効率化を図る観点から、サービス供給体制を維持できるよう配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の基準が創設されました。新旧対照表では、21ページから26ページにかけて、第213、214、216条にかけて新しく制定されております。

続いて、第22号議案を説明いたします。神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

この条例の一部改正についても、上位法であります介護保険法第115条の13第1項及び第2項の規定により定めております指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されることに伴うものでございます。

主な改正点としましては3点ございます。1点目として、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能居宅介護の人員に関する基準において、介護医療院が新しく追加されたことでございます。介護医療院は、先ほども申し上げましたとおり、日常的な医学管理や、みとり、ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、平成30年から創設されます。新旧対照表では、2ページから6ページにかけて、第5条、44条から46条、60条、72条、73条、83条に、施設の種類の一つとして介護医療院が追加されています。

第2点目として、3ページ、第9条の改正ですが、共用型認知症対応型通所介護定員の見直しでございます。共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員を、1施設当たり3人以下から、1ユニット当たりユニット入居者と合わせて12人以下に見直すこととしています。

第3点目として、身体拘束防止のための研修の強化でございます。6ページ、第78条第3項では、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、グループホームにおける身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることを定めております。その内容は、次の3項目です。1つ目は、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者、その他従業者に周知徹底を図ること。2つ目に、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること、3つ目に、介護従業者、その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的に実施すること。

以上が条例の一部改正の内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 提案説明は終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第15 第23号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第15、第23号議案、神河町指定介護予防支援等の事業 の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第23号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例制定の件でございます。

改正の理由は、平成30年1月18日に指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴って、平成30年4月1日から指定介護予防支援事業所、地域包括支援センターの運営基準が改正されたため、町条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして健康福祉課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

大中健康福祉課長。

〇健康福祉課長(大中 昌幸君) 健康福祉課、大中でございます。この条例の一部改正 については、先ほど町長が説明しましたとおり、上位法であります介護保険法の改正に あわせ、指定介護予防支援事業所、地域包括支援センターの運営基準が改正されること に伴うものでございます。

それでは、条例改正について、新旧対照表により説明いたします。

第3条第4項では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成17年法律第123号、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が加えられています。これについては、これまで障害者施設を利用していた方が65歳になることに伴い、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行することが標準的でございますが、サービスの内容によっては従来の障害福祉サービスも利用できることから、障害者の計画相談、ケアプランを立てる指定特定相談支援事業者と連絡してケアプランを立てることが基本方針となりました。以降の条例の一部改正については、利用者や家族がサービスの向上を目指すためのものでございます。

第6条第2項については、利用者の事業選択の権利としてサービス事業を紹介する義務が加えられ、第3項については、病院等に入院するには医療と介護の連携のために担当職員の氏名及び連絡先を病院等に伝えるよう求めなければならないと定めています。 以降、第3項が新設されたことから、第7項まで1項ずつずれていきます。

第32条第9号では、ケアマネジャーがケアプランを立てる際については、利用者及びその家族の参加を基本とすることと追加しました。第14号の2として、入院などの際、在宅と医療との連携を図るため、担当職員、ケアマネジャーは、指定介護予防サービス事業者から利用者に係る情報提供を受けたとき、その他必要と認められるときは利用者の服薬状況、口腔機能、その他利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医もしくは歯科医師または薬剤師に提供す

るものとするを追加しました。第32条第20号の2では、担当職員は介護予防サービ ス計画を作成した際は、当該介護予防サービス計画を主治医に交付しなければならない を追加しました。

以上が条例の一部改正の内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第16 第24号議案

○議長(安部 重助君) 日程第16、第24号議案、神河町後期高齢者医療に関する条 例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第24号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま す。

本議案は、神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件でござ います。

改正の理由は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改 正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関 する法律第55条の2の規定が新設されます。これに伴い、国民健康保険にて住所地特 例が適用されている者が年齢到達した場合、改正前は施設等の所在地の広域連合に加入 していた者が、改正後は国民健康保険で加入していた前住所地の広域連合に加入するよ う改正されるものであり、その資格を有する被保険者から保険料を徴収するために町条 例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第17 第25号議案

○議長(安部 重助君) 日程第17、第25号議案、神河町消防団員等公務災害補償条 例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 第25号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま す。

本議案は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でござ います。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定める消防団員等の公務災害の損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び対象については、一般職の職員の給与に関する法律、以下給与法といいます、で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められています。給与法が平成28年11月に改正され、施行は平成29年4月1日からでありますが、扶養手当の見直しについては受給者への影響をできるだけ少なくするという観点から、段階的に29年度と30年度の2カ年で実施されます。本条例は、平成30年2月7日に政令の一部が改正され平成30年4月1日から施行されるため改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課防災特命参事から御説明申し上げますので、よろしく 御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

住民生活課、田中防災特命参事。

〇住民生活課参事兼防災特命参事(田中 晋平君) 住民生活課、田中でございます。それでは、第25号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件について、詳細説明をさせていただきます。

本件は、平成28年度の人事院勧告に関連する改正でございまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定める消防団員等の公務災害の損害賠償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象については、一般職の職員の給与に関する法律で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められています。

本条例は、人事院勧告により平成28年11月に給与法が改正され、施行は平成29年4月1日からですが、扶養手当の見直しについては受給者への影響をできるだけ少なくするという観点から、段階的に平成29年度と30年度の2カ年で実施されます。このことにより、平成30年度の扶養手当支給額が改定されることに伴い、基準政令に定める補償基礎額の加算額の基準を定める政令の一部を改正する政令について、平成30年2月7日に公布され、本年4月1日から施行されるため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案書を1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。新旧対照表の1ページ、第2条について説明いたします。第2条は、損害補償を受ける権利の規定で、消防庁において規定の条項を整理したものであります。改正前の消防法第36条は水災も含む災害を規定しており、その4行後の中ほどに記載しております水防法第24条においても水災について書かれているため内容が重複することから、今回の改正において、消防法第36条第8項に規定する水災を除く災害を適用したものであります。この改正により、消防法第36条第8項に規定する水災を除く災害と従来の水防法第24条において規定する水災に関する記述で、全ての災害を対象としている内容であります。

新旧対照表の2ページ、第5条について説明いたします。第5条は損害補償基礎額の 規定であります。同条第3項は、給与法の扶養手当の改正をもとに、加算対象の区分ご とに加算額をそれぞれ改正する内容です。

もう1枚後ろの参考資料をごらんください。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準 を定める政令の一部を改正する、1月現在の政令案の概要書でございます。上段は、先 ほど説明させていただきました改正が必要となった経緯であります。配偶者に係る扶養 手当額を平成30年度は29年度の1万円から6,500円に減額し、子に係る扶養手当 額を平成30年度は29年度の8000円から1万円に増額するという内容です。

中ほどの2、改正の概要案をごらんください。加算額の内容であります。表の一番下 の行、平成30年度以降のところをごらんください。アンダーラインで記載している箇 所が改正点で、第1号とは配偶者のことで、改正前、平成29年度の333円が改正後 217円に、第2号は子の規定でありまして、改正前の267円が改正後333円に、 それぞれ改正される内容であります。

議案書に戻っていただきまして、改正条例の1枚目をごらんください。附則第1項は 施行期日であります。附則第2項は経過措置で、施行日前に支給すべき事由の生じた損 害補償(傷病補償年金等を除く)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期 間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることを規定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので御了承を願います。

日程第18 第26号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第18、第26号議案、平成29年度神河町一般会計補正 予算(第9号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。 山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第26号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま す。

本議案は、平成29年度神河町一般会計補正予算(第9号)でございまして、補正予 算(第8号)以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、繰り越し事業として5事業を繰り越す予定としております。次に、 各事業の決算見込みによる地方債の補正、次に、町税の減額、次に、指定寄附金の増減、 次に、諸収入のカーボンマネジメント強化事業に係る補助金の減額、次に、人件費では 退職手当組合特別負担金及び税務課、教育課関係の時間外勤務手当の増額、次に、ふる さと納税に係る返礼品、委託料等の減額、選挙費の減額、次に、介護保険事業特別会計 繰出金の減額、次に、心身障害者福祉費の自立支援給付費の増額、次に、保育所費の保

育所運営委託料の増額、次に、公立神崎総合病院への補助金の増額及び出資金の減額、次に、中播北部行政事務組合負担金、中播衛生施設事務組合負担金の減額、次に、農業振興費、林業振興費の各事業の決算見込みでの増減、次に、道の駅整備事業の工事費等の確定による減額、次に、商工振興のための土地建物購入費の増額、次に、大河内高原整備費、道路橋梁維持費の町道等の除雪経費の増額、次に、災害復旧費では翌年度への繰り越しを含めた事業費の確定による減額。主なものは以上でございますが、各事業について、決算見込みによりそれぞれ増減をいたしております。そして、今回の補正における財源調整として財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 7 2 1 \overline{D} \overline{D}

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議を お願いします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

〇総務課参事兼財政特命参事(児島 修二君) 総務課、児島でございます。それでは、 第26号議案の詳細説明をいたします。

まず、6ページをお開きください。第2表、繰越明許費でございます。7款土木費、2項道路橋梁費、町単独町道改良事業、町道作畑・新田線でございます。金額は3,280万円ということで、これにつきましては、物件補償、そして用地買収等に時間を要してきたということの中から、年度内に執行できなかった工事費、物件補償費等の事業費合わせて3,280万円を繰り越して、平成30年度で実施するものでございます。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業、橋梁長寿命化修繕工事でございまして、 3,850万円でございます。これにつきましては、工事に入りますまでの通行規制等に 係る関係者協議等に時間を要したことにより年度内執行ができなかった工事費等の3,8 50万円を繰り越して、平成30年度で実施するものでございます。これにつきまして は、新田大橋、下村橋、渕橋の3橋でございます。

続きまして、9款教育費、5項社会教育費、文化財保存事業、県指定文化財保存整備費等補助金2,994万円でございます。これにつきましては、台風21号で被災した春日神社の復旧修理に係るものでございまして、12月定例会でその保存整備補助金を補正し、県とともに進めておりますけども、その中で、有識者による修理委員会において詳細な調査に基づいた設計を求められてきたところでございまして、その調査設計に少し時間を要しておるということの中から、年度内執行ができなかった工事費2,994万円を繰り越して平成30年度で実施をいたすものでございます。

続きまして、13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧事業

280万円でございます。これにつきましては、12月補正で補正し進めておりますけども、災害現場までの進入路等の調整等に時間を要したことにより年度内執行ができなかった工事費280万円を繰り越すものでございます。これについては、栗地内の農地の畦畔でございます。

続きまして、2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業ということで 1,090万7,000円でございます。これにつきましても12月定例会で補正し進めて おりますけども、現場での関西電力や関係官庁との協議、災害現場までの進入路等の調整等に時間を要してきたということの中で、年度内執行できなかった工事費1,090万7,000円を繰り越して平成30年度で実施するものでございます。これにつきまして は、上小田の大瀬小原線、そして岩屋の高坂川の2カ所でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。1、 地方債の変更ということで、事業費の決算見込み、確定見込みにより、それぞれ補正を 行うものでございます。

まず、3、病院北館改築事業につきましては1 億 8, 0 9 0 万円を減額し、限度額を4, 3 7 0 万円にするものでございまして、これにつきましては合併特例債を発行し、出資金として病院へ出資するものでございます。

続きまして、6、観光施設整備事業4,690万円を増加をして限度額を3億4,420万円にするものでございます。その増額の要因といたしましては、カーボンマネジメント事業に係るものが4,730万円の減額、そしてスキー場の部分が40万円の増額でございます。

続きまして、7、急傾斜地崩壊対策事業でございます。これにつきましては、岩屋、本村の対策事業の県に対する負担金に係る起債でございます。320万円減額の580万円を限度額とするものでございます。

- 8、道路整備事業は50万円減額の1億3,150万円でございます。中身については神崎・市川線でございます。
- 9、橋梁整備事業、これにつきましては橋梁の長寿命化修繕工事でございます。50 万減額の4,640万円でございます。

続きまして、10、公営住宅整備事業、これにつきましては柏尾住宅の実施設計、そして用地購入に係る起債でございます。1,520万円減額の限度額を2,500万円にするものでございます。

続いて、消防施設整備事業につきましては 1,050 万円減額の 4,460 万円でございます。これにつきましては、消防自動車の購入につきまして 490 万円の減額、そして防火水槽の整備に係るものが 560 万円の減額でございます。

続きまして、12、病院機器整備事業、これにつきましては 380 万円減額の 2,650万円でございまして、過疎債を発行しながら出資金として病院へ出資するものでございます。

13、過疎地域自立促進特別事業でございます。これにつきましては、過疎債のソフト事業というところで700万減額の4.640万円でございます。

続きまして、15、公共土木施設災害復旧事業110万円減額の限度額を920万円にするものでございます。これにつきましては、上小田地内の大瀬小原線でございます。これらによりまして、1億7,580万円を減額して限度額を14億1,847万6,000円にするものでございます。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。 2、歳入、1款町税、1項町民税、1目個人町民税 496万5,000円の減額でございます。これにつきましては、当初予定をいたしておりましたよりも給与所得者が減ってきたということの中で、所得割が減額したことが原因でございます。

続きまして、2項固定資産税1,035万1,000円の減額でございます。これにつきましては土地家屋償却資産でございまして、特に土地の下落、そして家屋の取り壊しなどの増加、思っていたよりもそういう部分が反映して減額となっております。

10款地方交付税 1,700万円の増額でございます。これにつきましては特別交付税の部分でございまして、今回の補正で除雪対策費用を増額をいたしております。それの8割相当を特別交付税で計上をいたすものでございます。これによりまして、特別交付税の予算総額が 4 億 3,974 万 2,00 0 円でございます。

続きまして、12款分担金及び負担金、1項分担金、4目災害復旧費分担金30万4,000円の減額でございます。これにつきましては、農地災害復旧事業受益者分担金ということで、峠地内の農地畦畔に係る事業費が確定をしたことによりまして減額をいたすものでございます。

続きまして、2項負担金、2目民生費負担金291万8,000円の増額でございます。 これにつきましては保育所運営負担金ということでございます。特に寺前保育所、神崎 保育園につきましては、それぞれ年度中途での入所者数がふえてきたというところで負 担金がふえたということでございます。続いて、管外保育所の分につきましては、年度 中途での利用者負担金の単価の上昇、見直しがあったということでふえるものでござい ます。

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保育所運営費負担金325万円の増額でございます。これにつきましては私立保育所の運営負担金でございまして、これにつきましても、先ほど申しましたように寺前、神崎の私立保育所の年度中途での入所者数がふえたことによります保育所委託料がふえたということの中で、国庫の負担金もふえてきたというところでございます。

続きまして、3節心身障害者福祉費負担金740万4,000円の増額でございます。中身につきましては、まず障害者自立支援給付費等負担金、これが966万4,000円の増額でございます。これにつきましては給付の実績見込みによりふえるものでござい

まして、特にふえておる部分は、生活介護の当初の予定が44人で予定をしておりましたが、7人の増加、そして就労支援A型、これが5人の予定が3人プラスというところの中で、それぞれ見込みよりもふえてきているというところの中で支出もふえ、国庫もふえてきたというところでございます。

続いて、5節介護保険低所得者保険料軽減負担金3万9,000円の減額でございます。これにつきましては、決算額の確定見込みということで減額をいたすものでございます。すいません、もう一つ前に戻っていただきまして、障害者医療費負担金、これが226万円の減額でございます。これにつきましては、当初4人で予算を組んでおりましたが、年度中途で1人が死亡されたということの中で、支出も減ってきたということで減額をいたすものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。3目災害復旧費国庫負担金213万円の減額でございます。これにつきましては公共土木施設災害復旧費負担金ということで、 先ほど説明いたしました上小田の大瀬小原線の事業費の確定によりまして減額をいたす ものでございます。

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金19万6,000円の減額でございます。これにつきましては個人番号カードの交付事務費の補助金ということで、交付事務費が確定をしてまいりましたので、それに伴います減額でございます。

続きまして、3 目衛生費国庫補助金 2 9 π 6, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金ということで病院北館改築に係ります耐震交付金の部分でございまして、国からの変更交付決定を受けまして減額をいたすものでございます。

4目、土木費国庫補助金、住宅費補助金1,884万1,000円の減額でございます。 これにつきましては、社会資本整備総合交付金の定住促進の部分が390万2,000円 でございます。

これにつきましては、22ページを少し開いてください。22ページの7款土木費、住宅費の部分で御説明をいたします。一番右端に、それぞれ減額、増額する事業費が載ってございます。それに沿って説明をします。まず、若者世帯住宅取得補助金が209万5,000円の増額、そして若者世帯リフォーム支援補助金が133万2,000円の減額、住宅マスタープラン策定業務の補助金が50万円の減額、少し飛んでいただいて19節、田舎で移住・起業支援活動事業補助金、これが150万円の減額、古民家再生促

進支援事業補助金は166万5,000円の減額、空き家活用支援事業補助金が100万円の減額。それぞれ歳出の事業に対して2分の1相当分の補助金が減額になるということで、これらを合計いたしますと390万2,000円の減額ということになってございます。

それでは、また12ページにお戻りください。続きまして、公営住宅の1,493万9,000円の減額でございます。これにつきましては、町営住宅の柏尾団地の建設に係る実施設計、そして用地購入費の事業費の確定見込みによりまして減額をいたすものでございます。

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、1目総務費県負担金10万2,000円の減額でございます。これにつきましては、県からの移譲事務市町交付金の交付決定により今回減額をいたすものでございます。2目民生費県負担金532万6,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど国庫負担金で説明したとおりでございます。

続きまして、2項県補助金、1目総務費県補助金231万5,000円の減額でございます。これにつきましては市町振興支援交付金でございまして、コミバスの運営費に係る県の補助金でございます。これにつきましては一般財源扱いということで、それぞれの事業に充当をしないということでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。 2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費補助金 62 万1, 00 0円の減額でございます。これにつきましては、人生 80 年いきいき住宅事業補助金ということで、一般型の実績見込みということの中で減額をいたすものでございます。続きまして、4 節児童福祉費補助金 101 万3, 000 円の増額でございます。これにつきましては、ひょうご保育料軽減事業補助金ということで、第2子以降の保育料の軽減に要する経費の一部補助事業が県で制度化されております。それの対象になったことから今回計上するものでございます。第2子の分が16 人で32 万円、第3子以降が13 人で69 万3, 000 円でございます。

続きまして、4目農林業費県補助金3,604万6,000円の減額でございます。これにつきましては、それぞれ決算見込み、事業費の確定によるところの増減をいたしておるところでございます。特に、上から3つ目の市町振興支援交付金79万4,000円、これにつきましては鳥獣被害防止に係る県からの交付金で、一般財源扱いをしている補助金でございます。続いて、その欄の一番下、台風被害農業施設等復旧事業補助金177万6,000円の増額でございます。これにつきましては、昨年の台風で多くの農業用施設、特にパイプハウスが被災をいたしました。これは全県下的に被害が大きくなったところでございまして、それに伴いまして県が早期に復旧を行うということで、新たな支援制度が12月に創設をされました。それを受けて今回補正を上げるものでございまして、パイプハウスの被害が15施設、面積にして8,893平方メートルでございます。その部分を県の補助事業で計上していきながら復旧を図っていくということでございま

す。

続きまして、6目土木費県補助金、住宅費補助金200万円の減額でございます。これにつきましては空き家活用支援事業補助金で、当初4件を見込んでいたものが2件になったというところで減額をいたすものでございます。

続いて、9目災害復旧費県補助金14万1,000円の減額でございます。これにつきましては農地災害復旧補助金ということで、峠地内の農地畦畔に係るものの事業費の確定によるものでございます。

続きまして、3項県委託金、総務費県委託金292万4,000円の減額でございます。 これにつきましては、県知事選挙、そして衆議院議員総選挙の選挙の事務費に係るもの の委託金の精算による減額でございます。

続きまして、4目農林業費県委託金でございまして、3,815万6,000円の減額でございます。これにつきましては、地籍調査事業、そしてナラ枯れ防除のそれぞれの事業費の確定によりますところの減額でございます。

続きまして、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金1, 280万5, 000円の増額でございます。まず、神河ふるさとづくり応援寄附金、これにつきましてはふるさと納税でございまして、当初5,000万円を予定をいたしておりますけども、決算見込みを勘案する中で1,500万減額の3,500万円とするものでございます。続きまして、指定寄附金2,200万円でございます。これにつきましては寺前地域の商業振興の発展というところで、閉店をいたしました寺前の又右衛門店舗跡の土地建物の取得に係りますところの寺前財産区からの指定寄附金でございます。続きまして、神河まち・ひと・しごと創生寄附金580万5,000円の増額でございます。これにつきましては、ふるさと納税企業版というところでスキー場整備に係る事業を展開する中で、120元素の設置に係るものに充当をしていくものでございまして、これによりまして134社の寄附総額が1340万5,000円となるものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。18款繰入金、1項他会計繰入金、2目国民健康保険事業特別会計繰入金 60 万円の減額でございます。これにつきましては、健康福祉課が実施する健康づくり事業の財源として繰り入れをして計上をしておりましたけども、事業実績の見込みにより今回減額をいたすものでございます。

続きまして、4 目土地開発事業特別会計繰入金1, 5 4 2 万9, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましては、1 2 月補正において7 区画の収入見込みということで増額補正をしておりましたけども、現状5 区画の販売にとどまっているというところの中で、2 区画分を今回減額をいたすものでございます。

続きまして、2項基金繰入金、5目神河ふるさとづくり応援基金繰入金99万8,00 0円の減額でございます。これにつきましては、前年度に歳入をいたしました当寄附金 を積み立てをいたしまして翌年度に繰り入れをするということになっておりますことか ら、平成28年度の寄附金の3,500万2,000円を繰入金とするために減額をいたす ものでございます。

続きまして、6目財政調整基金繰入金3,053万5,000円の増額でございます。これにつきましては、今回の補正における財源調整として増額をいたすものでございまして、この補正後につきまして、財政調整基金の残高につきましては14億8,266万9,000円でございます。

続きまして、20款諸収入、4項受託事業収入でございます。<math>20万5,000円の増額でございます。これにつきましては環境整備受託事業収入ということで、毎年、県道敷の草刈り等に係るもので、その刈り草の処理量がふえたことによります歳入の増でございます。当初50トンを予定しておりましたが、64.1トンになったというところの中での増額でございます。

続きまして、5項雑入でございます。これにつきましても、それぞれ決算見込みの中で減額をいたすものでございます。特に8節雑入の中で5,699万9,000円の減額、これにつきましては地球温暖化対策推進事業補助金ということで、カーボンマネジメント事業に係る部分のホテルリラクシアの部分が交付金対象にならなかったというところの中で減額をいたすものでございます。

続きまして、15ページの21款町債につきましては、先ほど第3表、地方債補正で 説明をしたとおりでございます。

続きまして、16ページ、歳出をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 特命参事、ここで休憩しますので。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時20分といたします。

午後2時03分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長(安部 重助君) 再開します。

それでは、休憩前に引き続きまして、児島財政特命参事のほうから説明を受けます。 児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事(児島 修二君) 総務課、児島でございます。それでは、 説明に入ります。

その前に、先ほど説明した中で1カ所訂正をさせていただきます。6ページの第2表、 繰越明許費のところで、13款災害復旧費の1項農林水産業施設災害復旧費の農地災害 復旧事業のところで栗地内と申し上げましたが、峠地内の誤りでございますので、訂正 をさせていただきます。

それでは、16ページの歳出をお願いいたします。2款総務費、総務管理費、1目一般管理費1,606万5,000円の減額でございます。これにつきましては、報償費以下使用料及び賃借料までに係りますところは、ふるさとづくり応援寄附金の5,000万円から3,500万円に減額をいたしたところの部分に相当する部分で、それに対する返礼

品、宅配便代、ふるさと納税の一括代行手数料等々について減額をいたすものでございます。 4 節共済費 1 6 0 万 9, 0 0 0 円につきましては退職手当組合の特別負担金ということで、 1 2 月に補正のときに 1 1 名少し漏れ落ちがありましたために今回補正をいたすものでございます。

続きまして、4目財産管理費1,500万円の減額、これにつきましては神河ふるさとづくり応援基金積立金ということで、ふるさと納税の部分を1,500万円減額いたしましたものに対応するものでございます。

続きまして、2項徴税費、税務総務費51万円の減額でございます。特に3節職員手当89万6,000円ということで、今からの確定申告、それと固定資産の入力作業等々の業務処理の部分で不足を生じるというところの中で今回増加するものでございます。13節の委託料につきましては、決算見込み額により減額をいたすものでございます。続きまして、4項選挙費につきましては、それぞれ歳入のところで申し上げましたように精算に係るもので、減額をいたすものでございます。

続きまして、 18° ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費 1, 237万5, 000円の減額でございます。これにつきましては、特に28節繰出金で1, 029万4, 000円ということで、介護保険事業会計への繰出金のそれぞれ会計内の実績によりまして減額をいたすものでございます。

続きまして、2目老人福祉費につきまして488万7,000円の減額でございます。 その中の19節負担金、補助及び交付金428万7,000円の減額につきましては、地域介護・福祉空間整備費補助金というところで、先ほど国庫補助金の減額のところで説明したとおりでございます。

続きまして、3目心身障害者福祉費1,305万6,000円の増額でございます。この部分につきましては、特に19ページの扶助費の中で障害者介護給付費1,913万9,000円の増額でございます。これも先ほど歳入のところで説明いたしたとおり、当初見込んでいたよりもそれぞれの対象者がふえてきたというところの中で増額をいたすものでございます。

続きまして、7目後期高齢者医療費397万1,000円の減額でございます。これにつきましては、広域連合組合への療養給付費の負担金というところで神河町の保険給付費の減額というところから、このたび変更通知により減額をいたすものでございます。

2項児童福祉費、3目保育所費 2, 2 8 6 万円の増額でございます。これも先ほど歳入のところで申し上げましたように、私立保育所につきましては途中入所の子供さんがふえたということ、そして公立の部分につきましては保育単価の値上げ、上昇というところで委託料がふえてきたというところでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費8,499万6,000 円の減額でございます。これは、ともに公立神崎総合病院事業会計への繰り出しに係る ものでございます。まず19節負担金、補助及び交付金1億円の増額でございます。こ れにつきましては、収益的収支、3条予算への繰り出しでございまして、入院、外来の患者数の減少により収益が大幅に減る見込みであることから、病院の運営に支障を来さないようにするために今回補助金を増額をいたすものでございます。続いて、24節投資及び出資金1億8,499万6,000円の減額でございます。これにつきましては、資本的収支、4条予算への出資でございまして、北館改築に係る平成29年度の出来高見込みによりますところの減額、これにつきましては、合併特例債の部分でございまして1億8,090万円、そして耐震交付金の変更交付決定によりますところが29万6,000円の減額、続いて、過疎債を活用した医療機器の部分が380万円の減額でございます。

続いて、2目健康づくり対策費64万8,000円でございます。これについてはシステム改修委託料ということで、歳入のところでも申し上げましたが、これは国保会計からの繰り入れを財源として健康福祉課が健康づくり対策として行う事業でございまして、これらにつきまして、少し事業の見直しということで事業を見送ったために今回減額をいたすものでございます。

続きまして、3目母子衛生費 176万円の減額でございます。これにつきましては、 妊婦健診委託料というところで当初見込んでいた人数よりも20人程度減ったというと ころで減額をいたすものでございます。

続いて、4目保健衛生施設管理費35万円の増額でございます。これにつきましては、 大河内保健福祉センターの修繕料というところで、空調機の故障修繕に係るもので増額 いたすものでございます。

2項環境衛生費、1目環境衛生費399万4,000円の減額でございます。その中で13節委託料185万6,000円の減額、これはカーボンマネジメント事業の管理委託料ということで、3年間にわたりカーボンマネジメント事業を行うわけですけども、それの総合的な管理というところで今回入札を行いました。その契約額が確定したことにより今回減額をいたすものでございます。

続きまして、3項清掃費、1目ごみ処理費で13節委託料19万8,000円の増額でございます。廃棄物処理業務委託料でございます。これも先ほど歳入のところで申し上げましたように、県道敷の草刈りの刈り草の処理量がふえたことによる増額でございます。続きまして、20ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金、中播北部行政事務組合負担金1,600万2,000円の減額、そして2目し尿処理費1,178万3,000円、中播衛生施設事務組合の負担金の減額でございます。それぞれの事務組合の決算見込みにより減額をいたすものでございます。

続きまして、5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費 1 8 1 π 1, π 0 π 1 π 1

続きまして、農地費10万円の減額、これにつきましては、ため池緊急防災体制整備

事業に係るものの減額でございます。これは、杉、奥垣内池の部分でございます。

続きまして、6目地籍調査費3,800万円の減額、これにつきましては事業費の確定による減額でございます。

続きまして、21ページ、2項林業費、2目林業振興費5,416万3,000円の減額 でございます。これも、それぞれ事業の実績、そして事業量の減によりましてそれぞれ 減額をいたすものでございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費2,200万円の増額でございます。これにつきましては、17節公有財産購入費ということで寺前地域の商業振興というところで、閉店をいたしております寺前、又右衛門の店舗跡、その土地と建物を購入する費用でございます。

続きまして、2目観光振興費189万1,000円の減額でございます。これにつきましては、ヨーデルの森の空調設備、カーボンマネジメント事業に係るところの減額でございます。

3目大河内高原整備費の13節委託料2,144万3,000円の増額でございます。これにつきましては、峰山高原附帯施設等管理委託料というところで、その中の町道とリラクシア周辺の除雪経費、除雪対策費用の増額でございます。15節工事請負費999万5,000円の減額につきましては、リラクシアの空調設備更新等に係る工事費の減額でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費350万円の減額でございます。これにつきましては、岩屋、本村の急傾斜地崩壊対策事業負担金ということで県への事業負担金でございまして、事業費の確定によりまして減額をいたすものでございます。

続きまして、2 項道路橋梁費でございます。1 目道路橋梁維持費 9 2 4 万 3, 0 0 0 円 の減額でございます。特に1 1 節需用費 7 5 万 7, 0 0 0 円、修繕料、これにつきましては除雪車両に係るものの修繕でございます。

続いて、2目道路橋梁新設改良費 172万8,000円の減額でございます。この事業費につきまして、それぞれの路線において確定見込みの中で減額をいたすものでございます。内訳を申しますと、町道作畑・新田線が15万8,000円の増額、神崎・市川線が50万円の減額、神崎・市川支線が<math>38万6,000円の減額、水走り中河原線が50万円の減額、そして橋梁長寿命化に係るところが<math>50万円の減額、合わせて<math>172万8

000円の減額でございます。

5項住宅費、1目住宅管理費52万6,000円の増額でございます。これらにつきましては、それぞれ決算見込みに伴うところによります増減でございます。

2目住宅建設費 4, 2 7 3 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。その中で町営住宅柏尾団地の建設に係るものといたしましては、1 3 節委託料の設計業務管理委託料 1, 5 0 0 万円の減額、そして1 7 節公有財産購入費 1, 5 1 9 万 8, 0 0 0 円の減額、この 2 つが柏尾団地の建設に係るものでございます。

続きまして、23ページをお開きください。8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費 1,303万4,000円の減額でございます。これにつきましては、消防団員の報酬、そして消防団員の退職報償金等々について減額をいたすものでございます。特に8節報償費、消防団員退職報償金1,140万6,000円の減額につきましては、当初69名分で見ておりましたが、実際の部分で40名になったというところの中で減額をいたすものでございます。

続きまして、9款教育費、1項教育総務費15万円の増額でございます。これにつきましては事務局職員の時間外勤務手当というところでございまして、日本一の学校づくり、スキー実習に係るそれぞれの調整等の事務量がふえたということの中で増額をいたすものでございます。

続きまして、2項小学校費、3項中学校費、4項幼稚園費のそれぞれの賃金につきま しては、決算見込みの中でそれぞれ減額をいたすものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費124万円の減額でございます。これにつきましては7節賃金53万1,000円の増額、11節需用費53万1,000円の減額、これにつきましては歴史文化基本構想事業の部分でございまして、福本の堂屋敷の発掘調査費用の部分で少し予算の組み替えが必要であるというところの中で、今回賃金と需用費の予算を組み替えをいたしております。続いて、19節負担金、補助及び交付金124万円の減額です。これにつきましては青少年補導委員会への補助金ということで、当初財団法人の青パトを4台の申請をしておりましたけれども、最終的には1台の決定というところの中で補助対象事業以外の部分の3台分の補助金について今回減額をいたすところでございます。

続いて、3目社会教育施設運営費40万円の減額でございます。これにつきましては 子育て学習センターの賃金でございまして、決算見込みにより減額をいたすものでござ います。

続きまして、24ページをお願いいたします。6項保健体育費、1目保育体育総務費35万円の増額でございます。これにつきましては時間外勤務手当の増額でございまして、台風21号被害によるそれぞれの施設の修繕対応、そしてワールドマスターズ2021対応などの新たな事業の事業量が発生したことによりまして今回その分の補正をいたすものでございます。

続きまして、2目体育施設管理費46万6,000円につきましては、温水プールに係る備品購入費でございまして、ランニングマシンが突然故障をしてきたというところの中で、それの購入に係る部分で不足になる部分を今回増額をいたすものでございます。

13款災害復旧費で1項農林水産業費災害復旧費70万円の減額、そして2項公共土木施設災害復旧費319万3,000円の減額、それぞれ事業費の確定によりますところの減額でございます。

25ページ以降には給与費明細書を添付をいたしております。

そして最後の28ページには、第3表、地方債補正のそれぞれの3月補正における増減の内訳を記載をいたしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第19 第27号議案

○議長(安部 **重助君**) 日程第19、第27号議案、平成29年度神河町国民健康保険 事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第27号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)でございまして、補正予算(第4号)以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、国民健康保険税の決算見込みで6,582万3,000円の減額。次に、国庫支出金、国庫負担金のうち療養給付費等負担金825万円の減額。次に、高額共同事業負担金353万8,000円の減額。次に、国庫補助金のうち普通調整交付金1,503万3,000円の増額。次に、県支出金、県負担金のうち高額共同事業負担金436万3,000円の減額。次に、高額医療費共同事業交付金3,328万3,000円の増額。次に、保険財政共同安定化支援事業交付金749万円の減額。次に、基金繰入金4,024万円の増額でございます。

歳出につきましては、保険給付費のうち移送費13万2,000円の減額、諸支出金のうち一般会計繰出金60万円の減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億921万5,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

髙木住民生活課長。

○住民生活課長(髙木 浩君) 住民生活課、髙木でございます。それでは、詳細を説明させていただきます。決算見込みに基づいて各科目の補正をしております。

それでは、予算事項別明細書6ページをごらんください。歳入の部、1款国民健康保険税は、一般と退職、そして現年課税分と滞納繰り越し分の説明欄の中の3項目、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について全て決算見込みによるもので、税合計で6,582万3,000円の減額。これは一般被保険者及び退職被保険者合わせて100名近く減少したためでございます。

3 款国庫支出金、1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金は、今年度の変更申請額を計上し、825万円の減額。同じく過年度分は、前年度の負担金が確定し、追加交付が見込まれるため91万3,000円の増額。

2目高額医療費共同事業負担金は、歳出の共同事業拠出金の4分の1、977万7,000円の交付額で確定をしておりますが、既に1,060万2,000円が入金済みとなっていますので、353万8,000円を減額し、その超過交付分につきましては来年度での返還となります。

- 3目特定健康診査等負担金は、今年度申請額を計上し、7万3,000円の減額。
- 2項国庫補助金、1目財政調整交付金のうち普通調整交付金は、今年度の申請額を計上し、1,503万3,000円の増額。
- 2目特別調整交交付金は、対象となる事業が確定したことにより11万7,000円の 減額。
- 6 款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金は、歳出の共同事業拠出金算定額の確定により436万3,000円の減額。
 - 2目特定健康診査等負担金は、今年度申請額を計上し、7万3,000円の減額。
- 2項県補助金、1目財政調整交付金のうちの特別調整交付金は、健康づくり事業の内容変更により60万円の減額。
 - 2 目国保育成指導費補助金は、補助額の確定により17万3,000円の増額。
 - 7款共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金は3,328万3,000円の増額、保

険財政共同安定化事業交付金は749万円の減額は、いずれも決算見込みによるもので ございます。

9 款繰入金の 2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 4,0 2 4 万円は、歳入不足を補うための計上でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。歳出の部、2款保険給付費、3項移送費、1目一般被保険者移送費は、申請のあった案件が国保連合会の審査により適用外となったことによる13万2,000円の減額。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目国庫支出金返納金は、前年度の国庫療養給付費等負担金の確定に伴い返還分を増額し計上するもので、4万7,000円の増額。

2項繰出金、1目一般会計繰出金は、健康づくり事業の内容変更により60万円の増額を行うものです。

これらによりまして、歳入歳出の補正額合計をそれぞれ68万5,000円の減額とするものでございます。

なお、歳出の7款共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金につきましては、決算見込みでは3,874万4,000円、それに対して既に5,204万円の支払いをしており、また保険財政共同安定化事業交付金につきましても決算見込みでは2億9,068万円、それに対して既に36613万円の支払いをしており、歳出戻入をしなければ減額補正ができません。3月末までに戻入される予定ですけれども、戻入されると合わせて5,988万円の減額となりますので、実質の基金繰入金は本補正により6,617万2,000円となっておりますが、630万円ほどとなります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第20 第28号議案

○議長(安部 重助君) 日程第20、第28号議案、平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第28号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第5号)でございまして、補正予算(第4号)以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、保険料において、平成29年度から後期高齢者医療費保険者とな

る前日に被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置が9割から7割に制度改正が行われたこと、また所得割の軽減率が特例的に5割軽減されていましたが、2割軽減に制度改正が行われたことにより、保険料が当初見込みより増加したことによるもので、歳入で、後期高齢者医療保険料562万8,000円を増額し、歳出で同額を後期高齢者医療広域連合納付金に計上するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 6 2 万 8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,616万 6,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第21 第29号議案

○議長(安部 重助君) 日程第21、第29号議案、平成29年度神河町介護保険事業 特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第29号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)でございまして、補正予算(第4号)以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正要因といたしましては、歳入において、第1号被保険者特別徴収保険料の増額、 次に、歳出が減額したことに伴う繰入金の減額を主なものでございます。

歳出においては、法改正システム改修を平成30年度に繰り越したことによる減額。次に、当初予定しておりました介護保険料普通徴収のコンビニ収納の取りやめによる減額。次に、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定委託料の契約に伴う予算余剰金の減額。次に、地域包括支援センター主任ケアマネジャーが12月末退職による減額とそれに伴う職員の時間外勤務手当の増額。次に、在宅医療・介護連携支援センター委託料の減額。次に、介護給付費準備基金の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6~3~9~万~4, 0~0~0~円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1~4 億 2, $4~7~9~<math>\overline{D}$ 3, 0~0~0~円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

大中健康福祉課長。

〇健康福祉課長(大中 昌幸君) 健康福祉課、大中でございます。第29号議案の詳細 について御説明申し上げます。

事項別明細書以下で説明させていただきますので、4ページをごらんいただきたいと思います。補正については、決算見込みによる補正でございます。歳入でございます。 1款1項1目第1号被保険者保険料390万円の増額でございます。この増額の要因は、 当初見込んでいました所得段階別被保険者の人数構成で積算しておりましたが、確定見 込みにより所得段階別の調定を修正した結果、第1号被保険者特別徴収保険料を約1.5 %増額するものでございます。

8款1項2目一般会計繰入金、2節事務費繰入金については762万9,000円の減額でございます。繰入金の主な減額については、まず1点目としまして、システム改修委託料の減額。平成29年度で予定しておりましたシステム改修費、利用者負担割合の見直し、報酬改定などなどを平成30年度に繰り越したためでございます。第2点目については、コンビニ収納システム導入の中止。理由としましては、大半の利用者が年金からの特別徴収で、普通徴収の方はコンビニ利用をする方は極端に少ないということからです。第3点目としては、本年3月に策定いたします高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定コンサルタント会社への委託料の契約金の不用額の減額でございます。第3節から第5節については、決算見込みによる補正でございます。第4節地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)については、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが12月末に退職したことに伴って、そのものでございます。

詳細については、歳出の部分で御説明申し上げます。5ページをお願いします。歳出でございます。1款1項1目資格管理費は253万8,000円の減額でございます。主な要因は、先ほど申し上げましたシステム改修委託料の減額でございます。

2項1目賦課徴収費は270万円の減額でございます。先ほど歳入のほうで申し上げたとおり大半の方が特別徴収であり、普通徴収の利用者が少ないということで、需要が低いと見込まれることから導入を取りやめました。

第5項1目運営協議会費は239万1,000円の減額でございます。本年度は高齢者福祉計画、第7期保険事業計画の策定に伴う年でありまして、入札を執行し、契約をした結果、予算に不用額が生じたため減額するものでございます。

3款3項1目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活総合事業以外)8万5,000 円の減額については、本年12月末をもって嘱託職員でありました主任ケアマネジャー 退職に伴う補正でございます。

5目在宅医療・介護連携推進事業費 2 5 0 万円の減額補正については、在宅医療・介護連携支援センターの業務委託については本年度から実施する予定で神崎郡 3 町が郡医師会に委託し、公立神崎総合病院において運営する予定でございましたが、その職員で

すね、社会福祉士の採用募集をしたところ応募がなく、何度も募集しましても応募がなく、現在に至っており、在宅介護連携支援センターが設置されてはおりません。その不用額を減額するものでございます。

4項1目審査支払い手数料1万2,000円については、決算見込みによる増額でございます。

5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金 3 8 0 万 7, 0 0 0 円については、歳入から歳出を差し引いた残額を基金に積み立ていたします。

6款1項2目償還金については、過年度分に係る国庫負担金償還金1,000円の増額でございます。

以降給与費明細書を添付させていただいております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第22 第30号議案

○議長(安部 重助君) 日程第22、第30号議案、平成29年度神河町土地開発事業 特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第30号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第3号)でございまして、補正予算(第2号)以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、しんこうタウン分譲地の売り払い見込みにより、2区画分の1,542万9,000円の土地売り払い収入を減額するとともに、同額を一般会計繰出金で減額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,542万9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,399万9,000 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第23 第31号議案

○議長(安部 重助君) 日程第23、第31号議案、平成29年度神河町産業廃棄物処

理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第31号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第2号)でございまして、補正予算(第1号)以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、使用料及び手数料 2, 2 6 8 万円の増額で、建設残土砂等搬入量が当初見込みの 6, 0 0 0 トンから年度末見込みで 2 万トンと見込まれるためでございます。

歳出では、委託料 2 9 0 万円の増額で、搬入量の増及び除雪業務の追加による管理業務の増のためです。使用料及び賃借料は 3 0 万 2,0 0 0 円の増額で、搬入量増に伴う住石山陽採石株式会社の橋梁使用料の増であります。

基金積立金は1,9 4 7 万 8,0 0 0 円の増額で、搬入量による増のうち余剰金額を積み立てるものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,268万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,837万9,000円とするものでございます。 以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第24 第32号議案

○議長(安部 重助君) 日程第24、第32号議案、平成29年度神河町水道事業会計 補正予算(第4号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第32号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町水道事業会計補正予算(第4号)でございまして、補 正予算(第3号)以降補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、予算第3条の収益的収入の予定額で、営業収益では事業所等、加入金 等の増額により167万円の増。

営業外収益では、長期前受け金戻入等により1,958万9,00円の増。

収益的支出の営業費用では、減価償却費、資産減耗費が確定したことにより 2, 2 5 7 万 7, 0 0 0 円の増額。

予備費で109万9,000円の減額。これらにより水道事業収益及び費用それぞれ4億6,137万2,000円といたします。

次に、債務負担行為の補正で水道施設整備事業の期間を平成27年度から平成31年度までとしておりましたが、一旦事業の区切りがついたため、平成27年度から平成29年度までといたします。

限度額は変更ございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

中島上下水道課長。

○上下水道課長(中島 康之君) 上下水道課の中島でございます。それでは、第32号 議案について詳細の説明をさせていただきます。

2ページをごらんください。収益的収入でございます。1款1項3目その他営業収益で設計審査手数料は、当初15件の見込みでしたが、新規加入件数の増加により7件分、8,000円の増額。同様の理由により竣工検査手数料を1万3,000円の増額。開栓手数料、町道等占用申請作成手数料等もふえる見込みのため10万9,000円の増額。手数料合計は13万の増額といたします。雑収益では、事業所等の新規加入金の増により154万円の増額。

2項3目消費税及び地方消費税還付金で決算見込みにより378万4,00円の減額。

4 目長期前受け金戻入、2 8 年度取得の固定資産の長期前受け金戻入及び2 9 年度固定資産除却に伴う長期前受け金の収益化分を増額するもので、内訳は国・県補助金770万4,000円、工事負担金3万3,000円、受贈財産評価額は911万8,000円で、長期前受け金戻入の合計で1,685万5,000円を増額いたします。

5 目雑収益、29年度固定資産の取得の決算見込みにより651万8,000円増額します。

3項1目その他特別利益は、貸倒引当金の算出方法を貸し倒れ実績率から個々の滞納 状況による算出へ変更したことにより生じた差額を特別利益として戻入します。12月 末の収納状況により21万9,000円を増額します。

4ページは収益的支出でございます。 1 款 1 目原水及び浄水費の修繕費は、未実施の 修繕費を減額します。

5 目減価償却、28年度取得固定資産の減価償却費が増額となったため、1,480万1,000円の増額。

6目資産減耗費、29年度除却の固定資産が確定したことから1,527万円増額します。棚卸資産において破損や紛失などで実際の数値と帳簿上の数値との差異を計上するための費用として20万円を追加計上します。

4 目予備費は1,009万9,000円の減額を行います。

1ページに戻っていただいて、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の期間を平成27年度から31年度までとしていましたが、一旦区切りがつくために平成27年度から平成29年度までに期間を変更いたします。

5ページはキャッシュフロー計算書でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第25 第33号議案

○議長(安部 重助君) 日程第25、第33号議案、平成29年度神河町下水道事業会 計補正予算(第4号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第33号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町下水道事業会計補正予算(第4号)でございまして、 補正予算(第3号)以降補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、予算第3条の収益的収入の営業収益で、事業所等、加入金の増額により210万円の増額。

収益的支出の営業外費用では、決算見込みにより納税になる可能性があるため、消費 税を科目設定いたします。

予備費で209万9,000円を増額し、これらにより下水道事業収益及び費用それぞれ7億3,246万円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第26 第34号議案

○議長(安部 重助君) 日程第26、第34号議案、平成29年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第34号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)でございまして、補正予算(第3号)以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容としましては、収益的収支で公衆衛生活動収益において、要支援者などを 対象に通所型短期集中のじっくり貯筋教室を受託事業として実施しており、その受託事 業収益として120万円を計上いたしております。

他会計負担金として、一般会計からの繰入金において、今年度の決算見込みを立てる中で、入院、外来とも患者数の減により収益が大幅に減る見込みとなることから、1億円を増額しております。

消費税及び地方消費税還付金において、今年度、北館改築工事の出来高による支払い額が大幅に減ったことから、消費税の還付金はなく、250万円を減額、逆に消費税の支払いが生じることとなることから、医業外費用で消費税及び地方消費税において976万4,000円を増額いたしております。

これら収支差し引き額8,893万6,00円を予備費に計上いたしております。

資本的収支では、北館改築工事において、平成29年度分の出来高見込みから、病院 増改築事業費の工事請負費を8億4,211万4,000円減額、これに伴います病院事業 債を6億6,100万円減額、一般会計からの出資金として受け入れます合併特例債分1 億8,090万円を減額、国庫交付金事業の住宅・建築物安全ストック形成事業の交付金 額が確定したことにより29万6,000円を減額いたします。

また、医療機器購入において、企業債の額を確定させたことによって医療機器購入事業債及び一般会計出資金で過疎債分をそれぞれ380万円減額いたしております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長(藤原 広行君) 病院総務課、藤原でございます。それでは、 第34号議案の詳細説明をさせていただきます。

まず、4ページをごらんいただきたいと思います。収益的収支におきまして、医業収益、その他医業収益、公衆衛生活動収益で本年度役場健康福祉課からの受託事業として要支援者などに対しまして当院の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が必要な機能訓練を実施し、自立した生活を目指すため通所型短期集中のじっくり貯筋教室を実施しており、その受託事業収益として120万円を計上いたしております。

次に、他会計負担金としまして、一般会計からの繰入金で繰り入れ基準額内におきましてこれまで合計 4 億円を繰り入れていただいてるところですが、今年度の決算見込みを立てる中で救急患者の減などによりまして入院、外来とも収益が減っており、昨年と比べまして大幅な減となる見込みから今回 1 億円を増額させていただいております。

また、消費税及び消費税還付金において、今年度北館改築工事などで高額な工事請負費を支出する見込みの中から当初で消費税の還付金があるものと予定しておりましたが、本年度の出来高見込みの中から工事費が大幅に減ることにより消費税の還付金はなく、250万円を減額。逆に、消費税の支払いが生じることとなることから、医業外費用で消費税及び地方消費税において976万4,000円を増額いたしております。

これら収入、支出の差し引き額889万6,000円を予備費に計上いたしております。6ページをごらんいただきたいと思います。6ページにつきましては資本的収支でございまして、先ほど申し上げましたが、北館改築工事におけます平成29年度分の出来高率において当初予算段階では出来高率が予測されなかったことから全体工事の月数割で平成29年度分を予算化しておりました。今回平成29年度分の出来高見込みによりまして本年度工事請負費が1億7,496万円になることから、病院増改築事業費、工事請負費を8億4,211万4,000円減額。これに伴います企業債が1億3,480万円になることから、病院事業債を6億6,100万円減額及び一般会計からの出資金として受け入れます合併特例債分工事費の4分の1以内の4,370万円になることで1億8,090万円を減額。国庫交付金事業の耐震交付金事業で1,025万1,000円と確定したことによりまして、29万6,000円を減額いたします。また、医療機器購入におきましては、本年度購入分が完了し、企業債の金額が確定したことにより医療機器購入下業債及び過疎地域の指定を受けたことによります病院分として医療機器の購入につきまして一般会計出資金で過疎債分をそれぞれ380万円減額いたしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第27 第35号議案から第47号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第27、第35号議案から第47号議案、平成30年度各会計予算を一括議題といたします。

町長の所信表明並びに第35号議案、平成30年度一般会計予算の提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) それでは、第83回神河町議会定例会の開会に当たりまして、 平成30年度の予算並びに諸議案の御審議にあわせて、私の町政に対する所信の一端を 申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年11月19日に執行されました神河町長選挙におきまして、町民の皆様を初め、各方面の皆様から温かい多くの御支援を賜り、三たび町政運営の重責を担わせていただくことになりました。まことに光栄であるとともに、改めて、その重責に身の引き締まる思いでございます。

さて、昨年度は、最重要施策として上げました、CATV光ケーブル化・超高速ブロードバンド基盤整備事業を4月に、公立神崎総合病院北館改築事業を7月に工事着手しました。また、峰山高原スキー場整備事業につきましては、国内14年ぶりの新設スキー場峰山高原リゾートホワイトピークが12月13日に竣工式、同月16日にオープンをし、御家族連れの来場者を中心に、大変なにぎわいを見せているところでございます。本定例会開会の挨拶でも申し上げましたが、2月24日、シーズン終了の1カ月早く目標の5万人を達成することができました。さらに、銀の馬車道が鉱石の道とともに文化庁の日本遺産に認定されたことにあわせ、大黒茶屋を活用した道の駅「銀の馬車道・神河」が国土交通省の認定を受け、11月25日にオープンをし、既に入場者4万4,000人を超え、銀の馬車道エリアに付加価値と新たなにぎわいの拠点が誕生するなど、神河町の地域創生へ向けた事業が目に見える形となり、神河町の知名度、認知度のアップを含め、実のある1年であったと確信しております。

今後の政策課題としましては、引き続き、今進めています地域創生総合戦略に基づく事業をさらに強力に推し進めること及び平成31年度からの第2次神河町長期総合計画の策定を町民の皆様と一緒に完成させることにあります。そして、交流から定住、「住むならやっぱり神河町」のキャッチフレーズのもと、神河町の魅力に磨きをかけ、高齢者福祉を初め、教育・子育て・若者定住施策を中心に、安心して暮らせるまちづくり、みんなが活躍できるまちづくり、未来に希望が持てるまちづくり、その他重要事業を基本政策として、行ってみたい・何かを始めたい・大自然の魅力・元気いっぱいの神河町づくりに向け、さらなる皆様の信頼と期待にお応えするため、いま一度気を引き締め、初心を忘れず、これまで以上に研さんを積み、新たな決意と情熱を持って、より一層の町政発展に全身全霊、力いっぱい取り組んでまいる所存であります。

次に、国の動向について説明をさせていただきます。

平成29年度の我が国の経済を見てみますと、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いています。他方、平成30年度の経済の先行きについては、海外経済の回復が続くもとで、平成30年度の経済財政運営の基本的態度の政策効果も相まって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展すると期待される中で、民需を中心とした景気回復が見込まれています。

そのような経済情勢の中、取りまとめられた平成30年度の国の予算案は、高齢化と 北朝鮮情勢の緊迫化を背景に、年金や医療などの社会保障関係費や防衛費が増大したこ とにより、対前年度比0.3%増の97兆7,128億円と6年連続で過去最大を更新して おります。

予算案と同時に決まった地方財政対策の計画額は、対前年度比 0.3 % 増の 8 6 兆 9,0 0 0 億円であり、その安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額は、子ども・子育て支援等の社会保障費や、まち・ひと・しごと創生事業費等が適切に計上されたことにより、対前年度比 0.1 % 増の 6 2 兆 1,1 5 9 億円と平成 2 9 年度地方財政計画を上回る

額が確保され、過去最高額となっております。そのうち地方交付税の総額は、対前年度 比2.0%減の16兆85億円が確保されました。

去る1月22日には安倍内閣の施政方針が示され、少子高齢化という国難とも呼ぶべき危機を克服し、新たな国づくりのため働き方改革、生産性革命、地方創生、外交・安全保障の断行を掲げ、50年、100年先の未来を見据えた国づくりについて、国会の場で議論を深め、前に進めていくとの決意を表明され、大いにその実行力、リーダーシップに期待するところであります。

次に、神河町の財政状況でございます。

続きまして、平成28年度決算における神河町の財政状況では、財政の健全性を示す 健全化判断比率はいずれも早期健全化判断基準を下回り、着実に改善してきております。 特に、実質公債費比率は、平成26年度で18%未満となって以降、改善傾向にありま す。また、一般会計の財政調整基金の平成28年度末残高は18億9,282万円となり、 合併特例債を活用したまちづくり基金の残高10億7,980万円とあわせて、財政基盤 の強化を図ってまいりました。

このように健全化判断比率の指標等において明るい兆しが見られる一方、財政構造の 弾力性を示す経常収支比率は92.4%と、前年度より1.4ポイント悪化しており、依然 として類似団体より高い水準で推移していることから、年々財政の硬直化が顕著となり、 厳しい財政状況となっております。今後も、普通交付税の段階的縮減及び国勢調査人口 の減少により、普通交付税、町税等の一般財源収入が減額していくことから、予断を許 さない厳しい状況が続くものと推測しております。

そのような状況の中、さきに述べました政策課題であります神河町の地域創生と財政の健全化の両立に向け、第2次神河町行財政改革大綱に基づく実施計画の不断の取り組みにより、財政負担の軽減と平準化を行うことで、予算総額及び一般財源額を縮小し、事務事業の選択と集中による予算の重点化を行うことで、限られた予算の範囲内で最大限の効果を図る必要があると考えております。

平成30年度の町政運営についてでございますが、地域創生総合戦略、過疎地域自立促進計画に基づく事業のさらなる進展を最優先に、長期総合計画の後期基本計画に掲げる主要施策と一体的に展開することを基本とし、3期目の基本政策である、安心して暮らせるまちづくり、みんなが活躍できるまちづくり、未来に希望が持てるまちづくり、その他重要事業の実現に向けて着実に取り組んでまいります。

そして、町長就任以来、私が基本としております町民の皆様一人一人との対話や集落 懇談会を通しての行政情報の発信、意見交換などを大切に、常に耳を傾け、町政の推進 に当たってまいります。

町民の皆様におかれましては、常に町政に関心を持っていただくとともに、自分たちもまちづくりの担い手であるという意識を持っていただくようお願いするものであります。ともに協働しながら「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現と、そして行って

みたい・何かを始めたい・大自然の魅力・元気いっぱいの神河町づくりに向けて、町民 の皆様と一緒になって取り組んでまいります。

平成30年度の予算編成について基本的な考えを申し上げます。

平成30年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度比8億400万円、8.8%増の99億9,000万円と、合併後、最大の予算案を編成いたしました。

歳出につきましては、これまで人口減少対策として神河町独自で創設して実施してきました施策や、教育・子育で・若者定住施策を中心に、子育で世代への支援を拡充、加えて高齢者福祉を初め、地域経済の活性化、町民の安心・安全などのためのさまざまな事業予算を見直しながら計上するとともに、引き続き町民生活に必要不可欠な行政サービスの経費については、確実に予算を計上したところであります。

その中でも特に、継続して実施している最重点施策であります、神河町地域創生事業、公立神崎総合病院北館改築事業、CATV光ケーブル化・超高速ブロードバンド基盤整備事業に重点配分を行いました。あわせて、過疎地域自立促進計画の施策については効率的な財源充当のもと、計画的に実施可能なものを事業化し、予算に反映したところです。また、区からの要望事業についても、引き続き予算を計上しております。

歳入につきましては、町税、普通交付税ともに平成29年度決算見込みを基本に減額 を見込んでおり、不足する一般財源については、財政調整基金の繰入金の増額や地方債 などにより、財源確保を行ったところです。

本予算の執行に当たりましては、効果的、効率的な予算執行に努めてまいります。 次に、主要施策の取り組みについて御説明します。

これから、御審議をいただきます、平成30年度当初予算案は、別冊のとおりでございますが、ここでは最重点施策と長期総合計画の6つのまちづくりの柱に沿ってその主な概要を説明いたします。

最初に、最重点施策についてでございます。

最重点施策の第1として、神河町地域創生事業であります。

神河町の地域創生につきましては、実行3年目を迎え、引き続き神河町地域創生総合戦略の事業一覧表、いわゆるアクションプログラムの4つの基本項目に沿って、実施事業の検証の中から見直し、拡充を行い、地方創生推進交付金などの国や県の補助金を最大限に活用しながら、設定しましたKPI(重要業績評価指標)の目標の実現に向け、全力で実施してまいります。

続きまして、基本項目に沿って御説明いたします。

基本項目第1の「豊かな自然を活かし、安定した仕事を創造する」では、神河町における安定した仕事づくりを基本目標に、平成31年度の町内新規就業者数200人の実現に向け、引き続き、企業誘致、新規創業・事業拡大に対する支援、6次産業化や循環型農業への取り組みへの支援、かみかわブランドの発掘やPRなどを進めてまいります。また、魅力ある観光地づくりと情報発信の一環として、観光施設に公衆無線LANを順

次設置してまいります。

基本項目第2の「地域の魅力を高め、交流から定住へとつなげる」では、居住環境の形成、まちづくりをさらに進めていくことを基本目標に、平成31年度の20歳以上の人口の社会増減数ゼロの実現に向け、引き続き、シングルマザーの移住支援、UJIターンでの移住引っ越し費用の一部助成、転入した際に必要となるCATV、上下水道の加入負担金の免除、若者世帯に対する家賃や住宅取得費用、リフォーム費用の一部助成、集落支援員や地域おこし協力隊による交流や地域での仕事づくりなどから定住促進を図る取り組みなどを進めてまいります。また、移住コーディネーターによる移住相談の充実とともに、空き家情報を初めとして、神河町での暮らしをサポートする移住支援策の情報発信に今まで以上に力を注いでまいります。

基本項目第3の「希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」では、安心して子育でできる環境を提供していくことを基本目標に、平成31年度の合計特殊出生率1.56、出生数80人、就業と子育での両立できる人の割合80%の実現に向け、引き続き、出会いの機会を提供する縁結び事業、安心して出産していただけるように妊婦の健康診査や不妊治療への助成、出生届の際のお祝い品の贈呈、保育所・幼稚園の利用者負担金の軽減、中学3年生までの医療費無料化を高校生等まで拡大、保護者の仕事と育児を支援するための学童保育と放課後子ども教室などの強化にも取り組んでまいります。

基本項目第4の「安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する」では、安心で生きがいのある暮らしが実現できる環境や、地域の人々と触れ合い、地域を深く知る機会を提供していくことを基本目標に、平成31年度の住んでよかった、生まれてよかったと感じる住民の割合90%、生きがいを持っている高齢者の割合55%の実現に向け、引き続き、村・地域・町を守ろう教育の推進と、中学2年生を対象とした子どもの夢を叶える事業の実施、そして高齢化社会へのきめ細かな対応に取り組んでまいります。

続きまして、最重点施策の第2として、公立神崎総合病院北館改築事業。これは公立 神崎総合病院事業会計で予算計上しております。

地域住民の安心・安全のよりどころである公立神崎総合病院は、地域になくてはならない病院であるという共通認識のもと、神河町の重要な地域創生事業として、現在、北館改築基本構想・基本計画に基づいた北館改築工事に着手しております。地域の中核病院として、必要な診療機能への対応、療養環境の向上、効率的な病院運営、魅力ある環境づくりを基本に、市町村合併特例事業債等を有効に活用しながら、平成31年度末の完成に向け、その改築事業費の予算を計上し、取り組みを進めております。

続きまして、最重点施策の第3として、CATV光ケーブル化・超高速ブロードバンド基盤整備事業であります。

CATVの今後の運営につきましては、公設民営を基本に、現在、旧神崎町エリアの 伝送路の光ケーブルへの更新とあわせ、全町域を対象に必要な設備更新の整備工事に着 手しております。また、平成31年度からの指定管理者制度への移行を目指しており、 市町村合併特例事業債等を有効に活用しながら、平成30年度末の完成に向け、その整 備事業費の予算を計上し、取り組みを進めております。

次に、長期総合計画の6つのまちづくりの柱についてでございます。

まちづくりの柱の第1は、「子どもたちが愛情にまもられて育つまちづくり」であります。

本町の出生数は、平成27年が70人、平成28年が71人と一時増加傾向となったものの、平成29年では53人と減少していることから、より効果的な施策を見きわめながら、安心して子供を産み育て続けられる環境づくりに向け、町と関係者間の連携、協力のもと、引き続き総合的な対策を強力に進めてまいります。

子育で支援の充実につきましては、特に現在実施しています中学3年生までの医療費の無料化を高校生等まで拡大し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

妊娠期から子育で期にわたるまでの包括的なサポートでは、子育で世代包括支援センターでのワンストップ窓口における切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

病児・病後児保育につきましては、現在着手しています公立神崎総合病院の北館改築 事業にあわせ、病院と連携しながら早期実現に向けた取り組みを引き続き行ってまいり ます。

健やかに子供が育つ保育所や幼稚園での保育や教育につきましては、子ども・子育て支援事業計画を基本に、幼稚園と保育所の位置づけや方向性なども含め、子ども・子育て会議での協議を重ね、ニーズに応じた質の高い保育や教育の提供に努めるとともに、現在の保育所定員の拡大・受け入れ体制の充実を図ってまいります。また、保育料につきましては、子育て世帯の負担軽減を引き続き行ってまいります。

学校教育につきましては、神河町総合教育会議で示された教育の方向性並びに第2期かみかわ教育創造プラン、平成28年から32年度の基本理念「ふるさとを愛し こころ豊かで 自立した 神河の人づくり」を基本に、神河町の将来のまちづくりを担う子供が安心して快適に学べる学校施設の整備や、いじめや不登校等への問題に対応するためのスクールソーシャルワーカー事業など、よりよい教育環境への充実を図り、ふるさと郷土への愛着と誇りを持った心豊かな人材を育んでまいります。

学校の適正規模、適正配置につきましては、小規模校である越知谷と長谷の2小学校の今後のあり方について、地域・PTA・学校・行政を交えた考える会での協議を継続して行ってまいります。

小学校における教科学習の推進につきましては、道徳教育、そして英語学習を充実してまいります。

地域創生事業での村・地域・町を守ろう教育の一環として取り組んでいる日本一の学校づくりにつきましては、特に、2年目となるプログラミング教育を先取りしたPepper社会貢献プログラムによる、児童・生徒の論理的思考力や問題解決力、創造力を

より一層養うための教育を進展させるほか、神河町の自然を生かした峰山高原スキー場でのスキー体験活動を予定しており、神河町でしか体験できない特色ある教育活動を積極的に継続して取り組んでまいります。

学校給食につきましては、地産地消のもと地域の食材を活用し、栄養バランスのとれた安全・安心な食事を提供してまいります。また、給食費の滞納徴収については適切に対応してまいります。

神河町の将来を担う青少年の健全育成では、青少年補導委員会を中心に地域住民の皆様の連携協力のもと行っている補導及び防犯のパトロールにつきまして、新たに導入しました防犯パトロール車、青パト3台を神河中学校、神崎・寺前小学校へ配備し、その活動の充実、強化を図ってまいります。

まちづくりの柱の第2は、「誰もが生きがいと安心を感じて暮らすまちづくり」であります。

本町においては人口減少と少子化の影響により高齢化が進み、人口に占める65歳以上の割合が平成30年1月末時点において前年比0.9ポイント増の34.9%に達し、他市町に比べ一段と速いペースで超高齢化社会が進行しております。引き続き、何歳になっても元気で生活が送れるよう、地域住民との連携、支え合いを基本とした保健・医療・福祉の充実を図りながら、健康長寿のまちづくり、そして誰もが安全・安心を感じられる地域社会の実現に向けた各種の施策を実施してまいります。

支庁舎での総合窓口サービスと保健福祉サービスにつきましては、より一層、町民の 皆様に満足していただけるように充実してまいります。

高齢者の暮らしを支えるための取り組みにつきましては、介護予防教室の開催、老人クラブ活動・地域住民グループ活動への支援、人生いきいき住宅助成事業などの施策を継続して実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、制度の改正に伴い、本年4月から県下の国保財政を一本化し、事業の広域化を図ることで、より一層の健全な運営を目指してまいります。 また、国民健康保険被保険者の健康を保持、増進するため、課題を分析しながら、より効果的な保険事業に取り組んでまいります。

介護保険制度における介護予防・生活支援につきましては、引き続き総合事業の取り 組みの中で、援護を必要とする方のニーズを把握しながら介護予防・生活支援サービス を提供するとともに、認知症高齢者に対する地域での見守りや相談等にしっかりと取り 組んでまいります。社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーター業務では、 引き続き、各区における地域課題の掘り起こしとその対策を考えていくことを目的とし た生活支援協議体の設立等に向けた取り組みを進めてまいります。

介護に従事する介護福祉士等の不足が喫緊の課題となっていることから、その資格の取得に係る費用の一部を助成していくこととしております。また、外国人雇用の可能性調査を行うとともに、国際交流も積極的に進めてまいります。

地域包括ケアシステムの推進につきましては、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、町と関係者間の連携・協力のもと、より適切な支援、サービスを提供していくために引き続き、在宅医療・介護連携推進協議会における3つの部会で協議、検討した具体策を段階的に実施してまいります。また、神崎郡内3町と神崎郡医師会の連携による在宅医療介護連携支援センター業務の委託を神崎総合病院と予定をしており、社会福祉士を募集しております。

障害者福祉の取り組みにつきましては、平成29年度で策定しました障害者計画、第5期障害福祉計画等に沿った事業を展開するとともに、自立支援給付や地域生活支援等の福祉サービスの提供に当たっては個々のニーズに対応できるよう、町社会福祉協議会による拠点施設整備や民間による施設整備への支援、適切なサービスの利用を進めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、広域連合と連携しながら、適正な実施に努めて まいります。

町民の皆様の健やかな生活を支える保健・医療の取り組みにつきましては、町民みずからの自主的な健康づくりに取り組む意識の形成を図るとともに、町が実施する健康づくり事業や健診への参加者の増加を図り、医療費の抑制につなげてまいります。また、定期的な各種健康診査、がん検診、予防接種、各区に出向いての健康教室・相談などは引き続き実施するとともに、公立神崎総合病院との連携を進めてまいります。

公立神崎総合病院につきましては、地域の医療を担う中核病院として、現在、着手している北館改築工事にあわせ、引き続き、医療体制、特に医師確保に努めるとともに、 老朽化した医療機器の更新や新しい機器を導入しながら、診療機能の質的向上を図ってまいります。また、改革プランに基づき、周辺病院とのネットワーク化等により、患者の皆様のニーズに応えられる病院づくり、より質の高い医療の提供に努めるとともに、 喫緊の課題である健全経営に向けた経営改善に取り組んでまいります。

消防・防災につきましては、近年、多発している自然災害に備え、地域の防災力を高めるとともに、総合的な防災対策の基本である神河町地域防災計画を現状に即したものに見直し、改定してまいります。

また、地域防災のかなめとして町民の生命と財産を守るという大きな使命を担っている消防団のさらなる防火防災体制を強化していくとともに、初期消火活動に必要な消防施設設備の整備や、消防団員が安心して活動できるための装備備品の充実を進め、あわせて団員の確保に努めてまいります。

現在、運用中の防災行政無線につきましては、迅速に、正確な情報伝達に努めるとともに、電波の受信が弱い地域の電波調査を実施し、その解消に向けて取り組んでまいります。

地域における夜間の防犯対策につきましては、町の基本施策である温室効果ガス C O 』 削減を目標として、省エネ効果が高く、長寿命で経済的な防犯灯の L E D 化を進めて

おり、LED電球への切りかえに係る補助金を引き続き予算化するとともに、犯罪の抑止、防止に努めてまいります。

住民生活道路である町道の除雪につきましては、除雪車両の追加配備を行いながら、 緊急時の出動への協力や連携の体制整備を図り、今後の積雪にしっかりと備えてまいり ます。

まちづくりの柱の第3は、「地域風土と調和した生活・文化を育てるまちづくり」であります。

人口減少が続いている本町にとって、地域の活力を維持していくためには、神河町に住んでいる若者に将来にわたって住み続けたい町になることが非常に重要であり、最大の課題であることから、これまで進めてきました若者定住施策のPR・広報に重点を置きながら、若者世帯への支援を引き続き強力に実施していかなければならないと考えております。加えて、地域創生事業での移住支援を積極的に展開し、移住者の増加につなげてまいります。

また、今後、あらゆる世代の住民の皆様に、引き続き、神河町に住み続けていただくため、生活環境の整備や公共交通・CATV、そして道路・橋梁・上下水道などのインフラの基盤整備は重要な課題でありますので、それらの施設・設備の改修や適切な維持管理により一層努めてまいります。

公共交通につきましては、町民の移動手段であるコミュニティバス運営において、高齢者や障害者等に優しい新規車両の導入を図りながら、利用しやすい運行に努めてまいります。また、長谷地域住民が一体となり、公共交通の大きな柱であるJR播但線長谷駅が今後も存続することを目指し、長谷駅利用促進計画に基づいた事業展開への支援を行ってまいります。

道路につきましては、町民の生活道路としての安全確保の面からも、町道の維持補修工事並びに新設改良工事については区要望も含め、過疎対策事業債等を活用し、確実に進めてまいります。特に、町道作畑・新田線は辺地対策事業債を基本に、他の財源も活用することで進捗アップを図り、早期完成に向け全力で取り組んでまいります。

橋梁につきましては、引き続き、長寿命化修繕計画に基づいて修繕工事を着実に実施 してまいります。

住宅施策につきましては、更新したマスタープランを基本に今後取り組んでまいります。また、公共施設等総合管理計画に基づいた町営住宅の維持管理の取り組みでは、平成30年度で柏尾団地の建てかえ工事を行います。また、しんこうタウン及びクラインガルテンカクレ畑の分譲につきましては、紹介者への報奨金制度を大いに活用する中で早期完売に向けて販売促進を図ってまいります。

適切な管理が行われていない老朽化した危険な空き家等につきましては、空き家を適 正に管理するための条例に基づき設置しました協議会を中心にその対策に向けて取り組 むとともに、空き家等の実態調査を行い、データベース化を行ってまいります。 空き家を活用した町営住宅の整備につきましては、空き家を借り受け、町営住宅として改修整備する計画を進めてまいります。

水道事業につきましては、平成28年度で策定しました経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組んでいくとともに、簡易水道と上水道との統合による機械類の更新を引き続き実施してまいります。

下水道につきましては、平成28年度で策定しました経営戦略に基づいた施設の管理 運営に取り組んでいくとともに、施設の効率化と維持管理コストの削減を目的とした施 設の統廃合、長寿命化について、その計画を地元住民へ説明を行い、事業を着手してい く予定としております。

神河町の文化財を活用した地域づくりの推進につきましては、神河町歴史文化基本構想において保存活用地域として指定している銀の馬車道沿線区域、福本遺跡を核とした関連遺跡区域の2区域の具体的な保存活用計画を基本にしながら、歴史的景観建造物や福本遺跡の保存整備など、その実現に向けて進めてまいります。

生涯教育や芸術・文化の振興につきましては、公民館を拠点に神河シニアカレッジや公民館教室に新たな教室を設け、引き続き学習機会を提供していくとともに、一般公演についても町民の皆様に喜んでもらえる内容を検討しながら開催してまいります。

中央公民館につきましては、昨年度採択を受けた公共施設の温室効果ガスのCO₂削減を目的に、削減効果の高い省エネ機器・設備を導入するカーボンマネジメント強化事業により、空調・照明設備の更新工事を行ってまいります。

社会教育・社会体育施設につきましては、各施設の運営に支障を来さないよう配慮しながら、住民の皆様に、日ごろからの健康づくりの拠点として利用していただけるよう適切な維持管理に努め、さらには、各種教室やスポーツ大会の開催を通じて、スポーツの振興にも取り組んでまいります。

まちづくりの柱の第4は、「美しい自然を守り豊かな産業を創造するまちづくり」であります。

本町の豊かな自然や地域資源を生かした、農林業・商工業の連携による6次産業化の推進、そして収量アップにつながる農業の実現による農業再生に向け、全力を注いでまいります。

仕事づくりにつきましては、起業や創業に対しての支援、企業誘致の推進による働き場所の確保、新たなかみかわブランドの発掘やそのPRなどを引き続き展開してまいります。また、多くの来場者でにぎわいを見せているスキー場及び道の駅を拠点に町内観光施設への誘導、波及効果の拡大に向け、町商工会と連携しながら取り組んでまいります。

農業につきましては、改正農業委員会法による新たな農業委員会の体制のもと、神河 町地域農業再生協議会と協調しながら、農業の活性化と再生に今まで以上に力を注いで まいります。とりわけ、アグリイノベーション事業については、当初は、牧場誘致によ る堆肥化事業を展開すべく、大河地内に候補地を求め、大河区役員様を窓口にしながら 慎重に展開を図ってまいりました。当初予定の事業者が断念した後も大手食肉卸売業者 にも声をかけ、何とか牛ふん堆肥を活用した農業展開へ交渉を進めましたが、残念なが ら最終的には、当町が考える事業規模での進出は難しいとの判断から、成約には至りま せんでした。

そのような中で、このたび、国内で唯一、生産から販売までの独占特許を持つ企業から、神河町内でのまるしいたけ生産をぜひ実施したいとの申し出を受けています。このまるしいたけは、御存じの皆様も多いかと思いますが、テレビでも取り上げられており、茎の部分がかさに包み込まれた大変栄養価の高い産物で、幅広く料理に使用できるだけでなく、特許権を有していることから生産調整も独自に行える上に販路も確保されています。そしてこの事業展開は、神河町が企業誘致事業として、貸し工場を整備、賃貸することにより過疎債の適用を受けることができます。

そこに生産から販売までの特許を持つ企業がまるしいたけ事業を展開することで、神河町農業に新たな分野が加わるだけでなく、地元雇用はもちろんのこと、廃菌床の堆肥化に至る農業展開としても期待ができるもので、まさしく官民一体となった農業分野における地域創生事業であります。

そして4月からは、法人化いたしましたアグリイノベーション神河株式会社とも連携しながら、アグリイノベーション事業と集落営農組織との連携をさらに強化し、循環型農業への取り組みを進めてまいります。また、主食米以外の生産拡大や農業経営法人化への支援、人・農地プラン策定への支援、米安定確保対策など、あわせて有害鳥獣である猿・鹿・イノシシの捕獲対策の一層の強化を図りながら、安全で良質な農産物の生産拡大並びに農地保全の取り組みを引き続き積極的に展開してまいります。

林業の活性化と再生につきましては、森林管理100%事業による計画的な搬出間伐と作業道開設とともに、造林事業の補助を受けられない間伐や搬出等の森林施業に対する町独自の補助事業を一体的に実施してまいります。あわせて、若者世帯の住宅取得及びリフォームの補助事業に町内の製材業者から地域材を調達した場合の補助金を加算し、地域内循環を促進してまいりたいと考えております。また、町営住宅柏尾団地の建てかえに当たり、県が開発した高強度はり仕口Tajima TAPOS(但馬テイポス)を公営住宅では初めて採用し、構造材に町産材を使用し、町産材のさらなる需要拡大を図ってまいります。さらに、早生樹種であるセンダンの育成、そして紙幣等の原料になるミツマタの生産、出荷等に引き続き取り組んでまいります。

水産業の活性化と再生につきましては、漁業組合や漁業者、NPO団体等が行う新たな取り組みへの支援を行うとともに、関係者と連携しながら一体的に推進してまいります。

ごみ処理につきましては、中播北部クリーンセンターのRDF施設を最長10年間の 稼働延長により運営しております。現在、次期ごみ処理施設の整備について神河町・市 川町・福崎町の神崎郡3町と事務組合の検討委員会において、新施設の建設スケジュールや場所の選定方法等を中心に検討、協議を重ねており、平成30年度では建設候補地の公募に向けて取り組んでいくこととしております。

また、生ごみの減量化については、新たに設けた生ごみ減量協議会を中心に減量に向けた対策に取り組んでまいります。あわせて、コンポスト導入による生ごみ減量への啓発、周知を図りながら、その購入への補助を行い、収集ごみの減量化を推進してまいります。

まちづくりの柱の第5は、地の利を生かした交流を促進するまちづくりであります。本町は、兵庫県のほぼ中央に位置し、京阪神から約1時間30分、姫路から約40分と良好なアクセス環境にあります。また、兵庫県は神戸・姫路・城崎をつなぐ周遊コースをひょうごゴールデンルートと名づけ、訪日外国人観光客へアピールされており、本町もそのルート上に位置していることから、今まで以上に県や関係機関と連携しながらインバウンド観光に力を注いでまいりたいと考えております。あわせて、四季を通じた魅力あふれる神河町をリニューアルした町ホームページ、観光ナビにより、これまで以上に町内外へ強力にPR、発信していきながら、観光交流人口100万人を切り口に、交流から定住をキャッチフレーズに、観光交流センターを拠点に観光協会、観光施設指定管理者、行政、そして関係する事業者と連携しながら引き続き、全ての世代の方に楽しんでもらえる観光地を目指して取り組んでまいります。

峰山高原スキー場につきましては、来場者を約5万人と見込んでスタートしたところ、本年2月12日現在の来場者は4万1,000人余りとなり、2月25日には5万人を達成をし、当初の予想を超えてのにぎわいを見せているところであります。これを契機に、兵庫県神河町峰山高原リゾートホワイトピークをブランド化するとともに、さらなる知名度アップに取り組んでまいります。また、年間を通した利用促進におきましても、引き続き、指定管理者の株式会社マックアースと連携し、充実した施設の活用プログラムをつくり、より効果のある方策や手段をとりながらPR活動や情報発信を進め、集客に努めてまいります。さらに、今後の施設整備や来場者への対応につきましては、改めて検証していく中でゲレンデ、駐車場、アクセス道路、そして除雪対策などについて関係者間で協議、検討しながら、よりよい施設となるよう進めてまいります。

道の駅「銀の馬車道・神河」につきましては、本年2月12日現在の来場者は4万4,000人余りとなり、多くの方でにぎわいを見せております。今後は、この道の駅から中村・粟賀町の歴史景観形成地区への人の流れをつくり、付加価値を高めることで、歴史文化と観光振興の保存から活用を推進してまいります。

神河のにぎわいづくりにつきましては、越知川名水エリア、銀の馬車道エリア、大河内高原エリアの3つのエリアにある観光施設・資源を最大限に活用しながら、それぞれの施設において独自のサービス向上を図り、より魅力ある観光地・施設として町内外に発信してまいります。また、観光施設における公衆無線LANの環境整備についても引

き続き取り組んでまいります。

まちづくりの柱の第6は、「住民・地域のやる気が活きるパートナーシップのまちづくり」であります。

町長懇談会における行政情報の発信と、町民の皆様との直接対話での意見や要望をよりよいまちづくりのためにしっかりと生かしてまいります。

特に本年度は、平成19年3月に策定した第1次神河町長期総合計画の最終年度であり、その総括を行いながら、次のまちづくりの指針となる第2次の計画策定に町民の皆様とともに取り組んでいくこととしております。

また、旧粟賀小学校跡地の活用方策の提案を受けるPFI事業につきましては、行政と地域住民が一緒になっての協働のもと、よりよい計画となるよう引き続き、事業化の実現に向け精力的に進めてまいります。あわせて、住民・地域・企業との連携のもと、行政への参画と協働により男女共同参画社会の実現に努めてまいります。

情報発信につきましては、町民の皆様によりわかりやすい広報づくりに努めるとともに、町ホームページを通して町内外に町政やイベントなどの情報を適時適切に発信し、町民の皆様の生活に有用な情報提供に一層努めてまいります。

町民の皆様から納付いただいております町税につきましては、的確な課税客体の把握により公平公正な課税を行ってまいります。また、適切な滞納処理を行うとともに、徴収率アップへの取り組みを強化してまいります。

住民サービスの充実につきましては、本年4月からコンビニエンスストアにおいてマイナンバーカードを利用して住民票などが取得できるようになります。コンビニエンスストア及びクレジットカードで町税や上下水道料金が納付できるようになります。今後も、一層、町民の皆様の利便性向上を図ってまいります。

ふるさとづくり応援寄附金につきましては、貴重な自主財源であることから、より一層の普及とPRを行い、返礼品を充実しながら積極的に取り組んでいくとともに、いただいた寄附金を有効に活用してまいります。

現在の町行政におきましては、みずからの判断と責任において、その事態の解決に向け、神河町にとって何が可能で何が不可能なのかという行財政の範囲を的確に見定めながら、政策の自己決定、自己責任による行財政運営を行っていかなければなりません。そのためには、神河町の将来と住民の視点を第一に考える職員を育てていく必要があります。それらに必要な研修機会をその時々に応じタイムリーに、確保、提供しながら、職員一人一人の能力向上や育成、モチベーションアップを図ることが、組織力の向上につながるものと考えております。

町財政につきましては、総務省が示す統一基準による地方公会計の整備により、財政の見える化を進めてまいります。また、これからの財政運営については、財源確保の面から予断を許さない状況が続くことが推測されることから、第2次神河町行財政改革大綱に基づく実施計画の不断の取り組みにより、財政負担の軽減と平準化を目指し、より

一層の経費節減に努めつつ、事務の効率性を高め、無駄を減らしていくためのさらなる 改革・改善に努めてまいります。

以上を申し上げまして、平成30年度の予算に対する私の所信といたします。

次に、第35号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町一般会計予算でございまして、地方自治法第211条 第1項の規定によりまして議会に提出するものでございます。

予算書の1ページをごらんください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99億9,000万円と定め、その歳入歳出予算の款項の区分、金額は、第1表、歳入歳出予算によると定めております。

前年度当初予算と比較して8.8%、額にして8.6400万円の増額でございます。 続きまして、歳入でございます。

11ページをお願いいたします。1款町税は、18億7,850万円で、対前年度比マイナス1.6%、額にして3,041万6,000円の減収と見込んでおります。

2款から9款までの地方譲与税、そして各県税の交付金と地方特例交付金は、前年度 決算見込みを基本に地方財政計画、そして県の配分見込みにより、それぞれ計上してお ります。

10款地方交付税は、24億7,000万円で、対前年度比マイナス2.6%、7,900万円の減額でございます。普通交付税は、例年のとおり基準財政収入額、需要額を推計し25億2,000万円と見込んでおります。前年度の当初予算との比較ではマイナス5.6%、1億5,000万円の減額でありますが、前年度の交付額との比較ではマイナス3.2%、8,297万6,000円の減額となっております。

また、特別交付税は、7,100万円増額の4億5,000万円を見込んでおります。

- 1 1 款交通安全対策特別交付金は、2 4 0 万円で、対前年度比マイナス 1 4.3 %、4 0 万円の減額でございます。
- 1 2 款分担金及び負担金は、5,012万円で、対前年度比15%、653万2,000 円の増額でございます。
- 1 3 款使用料及び手数料は、 2 億 3, 2 1 2 万 6, 0 0 0 円で、対前年度比マイナス 2. 4 %、 5 6 1 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。
- 1 4 款国庫支出金は、7億5,360万6,000円で、対前年度比6.4%、4,544万5,000円の増額でございます。
- 15款県支出金は、6億8,818万2,000円で、対前年度比マイナス0.9%、60 1万1,000円の減額でございます。
- 1 6 款財産収入は、2,892万3,000円で、対前年度比100.7%、1,451万5,000円の増額でございます。
- 17款寄附金は、5,000万1,000円で、対前年度比マイナス2%、100万円の減額でございます。

- 1 8 款繰入金は、4億3,301万円で、対前年度比マイナス4.5%、2,019万7,000円の減額でございます。平成30年度当初予算における財政調整基金繰入金は3億2,000万円でございます。
- 1 9 款繰越金は、5,000万円で、対前年度比150%、3,000万円の増額でございます。
- 2 0 款諸収入は、3 億 7, 0 5 3 万 2, 0 0 0 円で、対前年度比 8 6. 2 %、1 億 7, 1 5 4 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。
- 2 1 款町債は、2 1 億 6, 9 5 0 万円で、対前年度比 4 3. 8 %、 6 億 6, 1 2 0 万円の増額でございまして、過疎対策事業債は、8 億 2, 6 1 0 万円の予定でございます。

続きまして、歳出でございます。

一般会計全体の給与費につきましては、平成 2 9 年度当初と比較いたしまして、職員数は 5 名減の 1 2 4 名、特別職 3 名を含み 1 2 7 名となっております。特別職の給料・手当は 3,2 3 4 万 7,0 0 0 円、一般職員の給料は 4 億 8,8 9 2 万 6,0 0 0 円、職員手当は 2 億 8,2 8 1 万 2,0 0 0 円、共済費は 1 億 6,5 7 7 万 1,0 0 0 円。合計で 9 億 6,9 8 5 万 6,0 0 0 円でございます。

それでは、款別に前年度と対比して申し上げますので、12ページをお願いいたします。

- 1 款議会費は9,122万7,000円で、対前年度比マイナス25.1%、3,050万6,000円の減額でございます。
- 2 款総務費は18億1,401万1,000円で、対前年度比6.9%、1億1,753万9,000円の増額でございます。
- 3 款民生費は14億1,633万円で、対前年度比1.2%、1,631万9,000円の増額でございます。
- 4 款衛生費は22億1,015万4,000円で、対前年度比22%、3億9,924万円の増額でございます。
- 5 款農林水産業費は6億1,628万2,000円で、対前年度比マイナス4.2%、2,705万5,000円の減額でございます。
- 6 款商工費は3億1,987万7,000円で、対前年度比マイナス46.6%、2億7,865万8,000円の減額でございます。
- 7款土木費は10億8,508万2,000円で、対前年度比44.4%、3億3,376万3,000円の増額でございます。
- 8 款消防費は 2 億 9, 1 3 0 万円で、対前年度比 0. 4 %、 1 2 6 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。
- 9 款教育費は11億4,188万1,000円で、対前年度比38.7%、3億1,857万8,000円の増額でございます。
 - 10款公債費は9億9,385万5,000円で、対前年度比マイナス4.9%、5,148

万9,000円の減額でございまして、元金償還金が9億1,372万、利子償還金が8,0 12万5,000円、公債諸費が1万円でございます。

12款予備費は1,000万円で、対前年度比100%、500万円の増額でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議を お願いいたします。

〇議長(安部 重助君) 以上、町長の所信表明並びに一般会計の提案説明が終わりました。

なお、詳細説明につきましては第2日目に行いますので、御了承を願います。

○議長(安部 重助君) ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安部 重助君) 御異議ないものと認めます。本日はこれにて延会とすることに 決定しました。

次の本会議は、3月2日午前9時再開といたします。

本日はこれで延会します。どうも御苦労さんでした。

午後4時23分延会